

平成23年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成23年9月13日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第34号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第36号議案 相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
第37号議案 蒲郡市幸田町衛生組合規約の一部変更について
第38号議案 工事の請負契約について（舗装新設工事第23-2工区）
第39号議案 財産の取得について（コミュニティバス）
第40号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第41号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第42号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成22年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成22年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成22年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成22年度幸田町水道事業会計決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄 弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦 護君
参 事	中山 豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局 事務局長	長谷寿美夫君
教 育 長	内田 浩君	教 育 部 長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消 防 長	近藤 弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君	監 査 委 員	羽根渕保博君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、大変御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、6番 都築一三君、7番 浅井武光君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第34号議案から認定議案第10号までの24件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いします。

9月12日の本会議で、第44号議案までの質疑が終わっております。よって、本日は、認定議案第1号にかかわる質疑から行います。

まず、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） まず、成果の説明書で言いますと、78ページです。公害対策費についてお伺いいたします。

この決算額によります欄によりますと、予算執行率が65.4%ということであり、公害調査、苦情処理に要した費用がほとんどを占めているわけではありますが、公害調査は、表のように定期的に実施されていると思いますので、毎年の費用に差は出ないというふうに思います。

内容につきまして、苦情処理が少なかったということなのか、それとも下のほうにあります合併処理浄化槽事業のことなのか、お伺いをいたします。

それと、公害等苦情件数、この件数が全部で137件ということではありますが、この傾向と対策の内容についてお伺いいたしますが、昨年度の苦情の傾向、それと大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭など、表のようにあるわけですが、この項目の苦情に対して、その処理や対策をどのようにされたのか、大きい費用を要したものがあれば、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 公害対策費の執行率の点について答弁をさせていただきたいと思います。

公害対策費につきましては、環境課所管でございます。公害調査事業と下水道課所管の合併処理浄化槽の事業がなっております。

まず、公害調査事業につきましては、この主要な施策の成果にも述べさせていただいておりますように、町民の健康的な暮らし、そしてよりよい生活、環境保全のために、町内の大気汚染程度、河川を初めとする水質汚濁の状況、そして水質調査等を継続的に実施しております。

昨年度の主な内容といたしましては、町内の主要河川、12河川を初めとした河川の水質調査業務、それから水質・地下水・大気・騒音等、環境測定業務の2件を行っております。

なお、予算463万7,000円に対しまして決算が362万円ということで、執行率は、この部分につきましては78.1%ということで、幾分低くございますけれども、

これにつきましては、ただいま述べました請負によります減額、そして不測の事態に備えた調査が特に要さなかったということでもあります。

続きまして、公害の苦情の傾向、そして対応という部分でございますけれども、苦情の区分ごとの件数が多いのにつきましては、野犬を初めとした動物、野焼きを初めとした大気、雑草の繁茂による空き地の管理の順で、これが全体の約73%を占めてございます。

環境につきましては、苦情の一義的な窓口として、内容の聞き取りをした上で、所管課等で対応をして解決を図っております。

以上の傾向につきましては、まず野犬のほうでございますけれども、南部のほうで若干多い傾向がございます。

それから、野焼きでございますけれども、これは人家密集地で、禁止規定の除外にある部分ですけれども、農作業の管理等での草木、がれき、枯れ草の無意識に焼却するというケースが多くあります。この部分につきましては、焼却時間、あるいは天候に配慮していただきたいという指導をさせていただいております。

雑草につきましては、町外の不在地主が多くございます。こういう部分につきましても、農地の場合は、農業委員会とタイアップし対応する等、指導させていただいております。

苦情の多くには、当事者間で解決できず、役場で何とかしてほしいといった旨が多くございます。できる限り丁寧に原因者へ指導等をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 合併処理浄化槽事業について御説明します。

執行状況につきましては、予算額が114万7,000円に対しまして、表のとおり、決算額が16万3,000円ということで、執行残額98万4,000円ということで、かつ執行率が14.2%ということでございます。

理由としましては、当初、2件分の補助を予定してございましたが、現実には申請がなかったということでございます。

これについては、やはり下水道整備が随分進んできて、そういう合併処理浄化槽の必要性がなくなってきたのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 私のところにも特に野焼きの苦情が多くございますので、ぜひとも野焼きのところ、ホームページ等を出してありますが、さらに徹底のほどをお願いしたいと思います。

次に、成果の説明書の82ページになりますが、駐車場費、公共駐車場管理運営事業についてお伺いをいたします。

この内容につきましては、幸田駅西・駅南駐車場、それと三ヶ根駅駐輪場の管理運営業務の内容ということでありますが、これらの管理にかかわる1人分の人件費、委託料等とありますが、この管理の内容とその管理のインターバルといいますか、頻度などに

ついてお聞かせください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、幸田駅西の第1、そして第2駐車場、駅南、さらには商工課の跡地の駐車場、これらの管理について一括してシルバー人材センターに委託をさせていただいております。

この業務の内容におきましては、料金の徴収、無断駐車の見回りを初めといたしました駐車場の管理運営、それから駐輪場等の敷地の清掃、そして整理・整頓、それから自転車駐車場の駐車指導、整理、以上の事柄を2名常駐の体制で実施を行っております。

また、駅西の第1駐車場のトイレにつきましては、清掃を1名配置をしております。

それから、三ヶ根駅の部分につきましては、この周辺の駐輪場等の管理につきまして、駅の西、そして駅東の駐輪場、それから三ヶ根駅の東口・西口の広場、さらには本光寺あじさいの便所の管理、これらをシルバーに一括管理をさせていただいております。なお、予算については、こちらは観光事業で執行しております。

この業務の内容につきましては、やはりこういう施設でございますので、損傷の発生等の報告、それから施設の清掃、それから廃棄物、ごみでございますけれども、それらの出された分別、自転車駐輪場の指導・整理を行っておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次に、きのうもちょっと出ましたが、駐車場料金の未収金の状況とその徴収方法についてお伺いをいたします。

現在、駐車場の料金管理は、現金利用者については、昼間のみ対応ということですが、例えば料金が払えないケースといたしまして、夜間、あるいは早朝に入って、夜間・早朝に出るといったような場合はどうしているのか。

また、未払いの人についての徴収方法はどうか、お伺いいたします。

料金の未収金金額の状況についてもお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 毎月20台前後、年に置きかえますと10万円程度の未収状況になります。

駐車場料金の徴収業務につきましては、午前6時から午後6時までであります。その他の時間につきましては、翌日、見回りをかけまして、未徴収者、料金を納めていただいている車につきましては、料金納入のお願いの用紙をワイパー等に張らせていただいております。出口で精算をいただくということを願っております。

それから、夜入場して、その夜に退場すると、出ていってしまうという場合には、ただいまの勤務的な時間等の部分もございまして、徴収することができてございません。

それから、夜入場して翌日の夜、丸っと1日過ぎるということで退場される場合は、先ほどもございました、翌日の見回り等によりまして納入願いをワイパー等に下げさせていただきまして、出口で精算等をいただいているということになります。

それでも、いわゆる長期間の利用者のうちに納入のない方、この方々についてでございますけれども、ナンバー等での所有については、個人情報保護という部分でお教えいただいておりますので、徴収することが困難でございますけれども、ほかに所有者

等が他の部分から確認がとれた等につきましては、直接電話をしたりして徴収をしてございます。

また、会社名等がわかれば、会社に連絡等もさせていただきまして、徴収もさせていただいておるという状況でございます。

先ほど述べましたように、滞納といえますか、未収の状況がございまして、これらを解消するためには、やはり私どもの考えといたしましては、自動改札機、こちらを設置するものが、言ってみれば対策として最良かなということをおっしゃる次第でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 丸一日たつてメモをつけても、やはり個人情報の壁というものがあられて、集金できないというところにつきましては、ぜひ自動改札機の導入もされれば解消されるのかなと思いますが、現在、管理で働いてみえる方々の自動開閉機が導入された後、雇用はどのようになるのか、お伺いいたします。

次に、成果の説明書の100ページに当たりますが、消防費、緊急出動が前年比114件増したということをお伺いいたしました。昨年の緊急出動の傾向と、これを近隣と比較をしまして、確か日当たり3.4件の出動ということだったと思いますが、このレベルというのは、幸田町における人口、あるいは取り巻く地域の特性を考慮すると、どの程度の数字なのか、お聞かせください。

また、緊急出動でPA連携出動の度合いはどの程度か。その中で、1回当たり出動の費用概算が出せるようなら、お聞かせください。

この費用の概算につきましては、少し前のデータかと思いますが、他県の調査によりますと、救急車1台当たり出動コストは、1回当たり約4万円とか4万5,000円という数字も聞いております。費用を人件費、車両の償却費、ガソリン代、管理費等々で割り算すれば算出可能かと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 駐車場の今後の雇用状況についての考え方ということでございますけれども、先ほどの自動改札機を入れた場合、当然、昼間の部分においては、やはり人的な部分から機械に主体が変わるということで、一定の従事者の人数は減るであろうというふうに思っております。

ただし、この抱えておる敷地内の清掃に始まりまして、自転車置き場の整理等、いろいろございますので、なくすことは当然ならんというふうに思っております。

なお、改札機につきましては、やはりメンテ的な部分等の体制も別に構築していく必要があるというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、御質問に御説明させていただきます。

まず、前年より114件の伸びでございますが、種別といたしましては、急病が114件中98件と、ほとんど急病の伸びであります。そして、またその中身も高齢者の方々の要請がふえたというのがこの伸びかと推察しております。

また、近隣の人口等々の比較でございます。私、説明では3.4ないしと報告しまし

た。これにつきましては、人口で割り返した数値で御説明させていただきます。1,000人当たりとした場合で御説明させていただきますと、蒲郡市が1年間で37回、岡崎市もおおむね37回、幸田町がおおむね36回、近隣でいきますと、西尾市が31件ということで、蒲郡市・岡崎市・幸田町は、多少年によって違うことがありますけれども、ほぼ一緒だと思っておりますが、西尾市さんにあっては若干いつも少ないかなというふうには思っております。

それから、PA連携の度合いということでありました。これにつきましては、Pがポンプ、要するに消防車のことでございます。Aがアンビュランス、要するに救急車のことでございます。PA出動というのは、救急車と消防車の出動でございます。

これにつきましては、重症と判断したときには人数が要ということで、ポンプ隊を出し、行くということで、最近、かなり出ております。22年が343件ということで、26.4%、4回に1回はPAをかけております。ことはかなり下がりました、現時点、8月までですが、21.6%、5回に1回程度ということで出動しておる度合いでございます。

それから、先ほど言いました1回当たりの費用の概算でございます。これにつきましては、先ほど議員の言われるとおり、人件費、車両、ガソリン代等々含めまして、単純であります。まず救急車だけですと約3万円、ポンプ車が行きますと3万4,000円、合わせてPAが6万4,000円でございます。ですので、いろんなケースがございますが、平均して、議員の言われるとおり4万円から4万5,000円というふうに考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 1回当たり、言われたように4万5,000円程度ということではありますが、こんなことも住民の方が頭の片隅で知っておいてもらうことも大切なことかなというふうに考えております。

次に、いわゆるたらい回しということや、搬送拒否、あるいは不適切と思われる出動の状況についてお伺いをいたします。

本町は、近隣の市民病院や医療機関、さらには岡崎市民病院、安城厚生病院の高度医療が受けられる3次病院にも恵まれた土地柄でもあります。いわゆる、たらい回しや搬送拒否はないというふうに伺っておりますが、その点について確認いたしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、たらい回しというのは、基本的にはありません。なぜならと言いますと、先ほど議員の言われるとおり、第3次病院、岡崎市民病院、安城更生病院があり、最終的には拒まないということで、すべてとっていただきます。ですので、基本的にはたらい回しはございませんが、どうしても今、年に二、三回、病院のほうから満床だとか、あるいは手術中ということで、軽症であれば、ちょっと当たってくれないかなという事案があります。基本的には病院側が全部受けますので、ありがたいことにこの地区において

のたらい回しがございませんが、今言う、たらい回しを、昔は救急車が携帯電話のないころは、待っておっても時間がかかるということで、A病院、そしてB病院、C病院とくるくるくる回ったのを、いわゆるたらい回しと言っておったわけでございますが、今は携帯がございますので、現場から救急隊員、救命士が病院へ問い合わせをします。その1回目で断られて、2回目以上電話をしたというケースであるなら、119件ほどあります。約9%でありますので、そういったケースで言う、1回目で断られたケース以外ですと9%あったということではありますが、いわゆるたらい回し等々は現況においては無いと思っております。

それから、不適切と思われる出動でございますが、基本的には、台帳、出動報告書に不適切という記載は基本的にはやっておりますが、実際、帰ってきた隊員、あるいは救命士等から聞き取ると、若干、緊急性についてはいかがなものかなというのがあります。それについては、統計はとってございませんが、おおむね70件から100件ぐらい、病院があれば行けたケースだとか、あるいは足、言葉は悪いですが、車があれば十分行けただとか、開業時間中、普通、先生方は朝9時から12時、夕方2時から7時ぐらいまでやっておりますので、その時間中にもかかわらず要請があったとか、そういうふうに考えますと、若干、緊急性の物差しでいきますといかがかというのが70件から100件ぐらいだろうと推察しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 70から100件が不適切かなと思われる出動があるということですが、差し支えなければ、事例一、二をお示しをいただければというふうに思いますが、なければ結構です。

それで、ホームページなどで、適正利用を呼びかけられておることとありますが、緊急性のない救急車の利用を控えるよう、住民の皆さんにはさらに啓発をしていく必要があるかというふうに思います。

東京都では、救急医療は大切な社会資源という考え方から、東京ルールというのを作成をしまして、救える命を救おうという施策を進めております。適正利用の呼びかけなど、今後、どのような対応を考えられておるのか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今、お尋ねの事例の件でございますが、昨年までやりましたけれども、ちょっと御報告します。

救急車マニアのような36歳になる男性であります。蒲郡の駅から、三ヶ根の駅から、幸田の駅から、安城、刈谷、多くのところから、毎年、幸田も10件ほど要請があつて行くと、病院も搬送した事例もございますが、これは消防本部同士で話をいたしまして、応分の消防本部が本人宅へ行きまして、基本的には、本人が重症と言えは重症の判断をいたしますが、話し合いの上、なくなったということはありません。

そういった事案、あるいは先ほど言いましたけれども、基本的には、患者さんが重症だということで搬送しておりますが、若干、子どものすり傷等々で、朝、開業しておるとか、そういうときに見ただけで、お医者さんが重症と判断したときに救急要請

でもいけたかなというような事案もあります。

それから、東京都は、今、物すごい数で救急要請があり、その処理に相当困っておるそうです。大都市でありますので、病院も控えておるんですが、軽症の患者、十分後からでもいいという方が見受けられまして、今、東京消防庁においては、すごい対策を練っておるとは聞いております。言われるとおり、このままではパンクして、言葉が足りませんが、パンクするなり、何らかの措置をしていかないかなんかということをおっしゃっておるそうです。

うちのほうといたしましては、年に1回ほど必ずパンフレットを出しまして、緊急性ということをお願いするというパンフレットを必ず1年に1回配布させていただいております。また、広報でも、必ず1年に1回、状況等を踏まえまして、緊急性について、救急車の利用についてのお願いをしております。そしてから、先ほど議員も言われておりましたホームページのほうでも掲載させていただきまして、あくまでも緊急性ということをお願いをしております。

あくまでも、倒れちゃったと、例えばおじいちゃんが倒れちゃった、おばあちゃんが倒れたと、それはすぐに呼んでいただいて結構です。そして、行くまでに回復しちゃってもとへ戻ったのは、それは結果論ですので、それはそれで大いに結構ですが、そういった事案と混同されてもあれですが、本当に危ない、頭が痛いとか、強烈に胸が痛いとか、意識がないとか、これはもう緊急性がありますので、それはすぐに呼んでいただきたいと思っております。

なかなかこの辺の難しいところがございますので、我々はいくまでも本当にそういうのは大いに呼んでいただいて、行く前に回復したら、それはそれで結果論でいいので、それは大いに結構ですが、先ほどから重複して申しわけございませんが、そういった使用のあり方の緊急性、酔ったときだとか、そういったことも、ちょっと見ていただければわかるなという事案もありますので、大いにお言葉をありがたく承っております。感謝申し上げますと同時に救急隊も頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君）　ここで、理事者に御注意申し上げます。

答弁は、簡単・明瞭をお願いいたします。

以上で、8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君）　決算書の180ページでございますが、実質収支の記載がございます。実質収支額8億8,669万円、このうちの中身を見てまいりますと、歳入として、繰入金7億5,321万円、繰越金が7億2,971万円、合計14億8,292万円ということですが、こういう数字を見て、幸田町の財政状況が健全と言えるかどうかという判断評価についてと、それからこれを踏まえて、これからまた大型投資、幸田町の意味だけでなく、いや応なしに出ていく出費もかなり出てくるわけですが、そういうものを見込んで、財政の展望というものをどのように見ておられるのかということからお願いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 議員おっしゃられるように、繰越金と実際の実質収支としては8億8,000万円でございますが、これを単年度で見てもまいりますと、実は21年度から22年度に7億3,000万円ほどの繰越金ございました。もし、これがなかったとした場合には、単年度収支では1億5,600万円程度の黒字ということになります。そういうことで、数字的には非常に大きく見えるわけでございますけれども、実際にはそれほどは出てはならないということでございます。

今後の見込みでございますけれども、やはりまだまだ財政は非常に厳しいと思っております。特に、法人町民税は19年度21億円あったのが、一番少ないときには2億円に減っております。若干、回復基調にはあると言いながらも、まだまだ厳しい状況にあると思っておりますので、まだいろいろ新しい事業にすぐに取り組むというような、そういうわけにはすぐにはまいらないかなというふうに思っております。よろしく願います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） よろしく願います。

それから、2番目の予算執行率の関係で、衛生費、先ほど公害対策についてお話が出ましたので、予防費の関係で、低率になった特殊な理由とかわけがありましたら、説明をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 衛生費の予防費の執行率の関係でございますが、衛生費の予防費の関係の事業につきましては、予防接種、また健康増進法に基づく保健事業、また認知症予防に係る事業の三つがございます。

この中で、大きなこういった執行率が低調に終わったということの大きなものとしましては、予防接種事業におきまして、定期予防接種として日本脳炎の予防接種があるわけでございますが、平成17年度に当時のワクチンによりまして健康被害が発生をいたしました。平成17年度から21年度までの接種勧奨が控えられたわけでございますけれども、平成21年6月に新しいワクチンが開発されまして、平成22年度から積極的勧奨が再開をされたということでございます。

この間、積極的勧奨を控えていた未接種者が、全員、接種が可能な予算ということで、当初、予算を組ませていただいたところでございます。

ただ、その後、国におきまして接種勧奨者が3歳から4歳児ということで限定をされてしまったというようなこともございまして、全年齢の積極的勧奨には至らなかった。

こういった関係によりまして、大きな不用額が生じてしまったということでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

主に、国の関係指針で、こういうワクチン接種が減少したということと聞きました。

次に、歳出の55款15項、20項の成果の説明書217・218、少し細かい話になってしまいますが、町の学校保健会負担金助成金の話であります。これは毎年の予算で保健事業の充実をしているという話であります。こういう個別の事業についての

話であります、入ってくる話によりますと、例えば健康講話の充実を図ろうと思っても、講師の謝金が少ないような予算であるとか、それから児童・生徒に表彰状・顕彰状を贈ろうと思っても、そういう予算的な配賦で悩んでいるとか、そういう幸田町の健康増進、金額にしても10万円か20万円の話だけれども、そういうものの予算について、そんなにぎりぎりする必要があるのかというような声も上がってきておりますが、これは個別の話でございますが、中には予算配賦、負担金、助成金を出しても、使い道に困ったなというような会がもしあるようであれば、そういうものの全体事業の見直しを図ったり、そういうものを聞き取りによって、本当に必要なところへ充てていくというようなことについてどうかと思いますが、この保健会の関係も含めて、答弁いただければと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 町学校保健会に関する御質問でございますが、学校保健会につきましては、学校保健安全法に基づいた、地域の医療関係者と養護教諭を中心といたしました関係の教職員が連携をして児童・生徒の保健管理の充実を図るための組織でございます。

町からの負担金と助成金で運営を行っております。22年度の決算につきましては、負担金が37万円、よい歯の表彰の助成金といたしましては9万円を支出するわけでございます。

事業の内容につきましては、このよい歯の児童の表彰ということで、歯肉炎の啓発予防、これを掲げまして表彰を行っているわけでございまして、ほかの市町村がなかなかこれを取りやめる中でございますが、町は今後も継続を予定しておりまして、23年度につきましては、若干ふやしまして、9万円から1万円ふやしまして10万円ということで助成を予定しております。

また、活動の内容の中では、啓発活動も行っておりまして、麻疹・風疹の接種の啓発活動、こういったことをしまして、昨年度は100%近くの方が予防接種を受けられたということで、大きく予防に貢献しておるといような状況でございます。

もう一つ、活動で行っておりますのは、毎年1月に学校保健大会ということで、講師をお招きして講演会を行っておるわけでございますが、昨年度につきましては、薬局の薬剤師の方をお招きして、健康の秘訣ということで御講演をいただいております。

限られた予算の中でございますので、なかなか難しい面もあるわけでございますが、可能な限りこの限られた予算を有効に使いまして、今後とも顕彰活動、講演、啓発活動が充実できるように支援を行っていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ただいま説明がございましたように、教職員関係の話ということですが、非常にちょっと難しい、悩ましいというものは、そういうところで予算を使うと、勝手に使うのではないか、なれ合いで使うのではないかという批判と、逆にいろいろ身内だから言いにくいという両方相反する面があるのではないかとございます。

そういう面を折り合いよく、調和がとれたように執行していただければというふうに感じております。

50 款の常備消防の話であります。ことし3月の震災直後から、職員、消防隊の方も派遣に出向かれまして、本当に心身ともにお疲れになったのではないかとこのように感じまして、慰労と敬意を申し上げます。

その中で、非常に体で生で感じた、そういう貴重な体験というものは、やはり幸田町の町民へ還元しても、本当に市民に伝わっていくのではないかとこのように考えておりますが、この貴重な体験を踏まえて、現在までどのような住民啓発活動をされたのか、またこれからどのような考えでいるのか、その辺、披露していただければと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 学校保健会につきましては、町教育委員会が事務局を持っておりますので、この財政運営につきましては、十分効率的な運営ということで配慮していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、答えさせていただきます。

議員言われるとおり、3月11日に大震災がありまして、緊急援助隊として3月13日から4月21日まで計6隊、消火隊1隊、後方隊5隊の14名を派遣いたしました。幸田町とよく似たような互理町・山元町での活動でありまして、また農業も盛んということで、若干、同じ感じをいたした次第であります。

啓発活動としましては、報告会といたしまして、10回ほど、約580名の方に報告をさせていただきました。そして、啓発活動としましては、写真展としまして、中央公民館に7月12日から8月24日、それから消防署のロビーに緊急援助隊の活動の写真やらせていただいたということでもあります。

同じような感じのところでございます。うちは内陸、発災地は沿岸部でありました。そういう違いはありましたが、今後もこのような教訓を生かして、この形を報告していこうと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） お願いをします。

初めは、成果の説明書に書かれております各種施設の入場者や利用人数の把握についてでございます。

この説明書は、決算の費用対効果を総括しているものでありますから、お金のほうはきちっとしておるけれども、利用した人数、効果についてきちっとされておるかどうかにあつての疑問についてお答え願います。

説明書110ページのハピネス・ヒル・幸田の芝生広場とセンタープラザの利用者が4,363人となっております。この一の位までカウントされているということでは

ので、これは概数ではなく実際の数だなというふうに思いますが、正確に数えるのは難しい場所じゃないかなと思いますので、利用者を数える専任の係がおったのか、または人数のカウント方法についてお聞きします。もし概数だったら、約をつけるべきかなと思いますので、お答えください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 利用人数のカウントでございますが、芝生広場・センタープラザにつきましては、主にグラウンドゴルフの方が利用されているような状況でございます。

これにつきましては、利用がかち合うといけないということで、料金は徴収しておりませんが、文化振興協会のほうで利用者の方から申請書を受け付けて、それで利用していただいているような状況でございます。

ということでございますので、申請書には利用人数が記入されておるということでございますので、その利用人数を合計したものがこの数字となっているわけでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） わかりました。

申し込みの人数をカウントしていると、わかる範囲で正確であるということですので、ふらっと芝生広場に遊びに来た人の人数は入っていないという認識かと思っております。

続いて、説明書110ページのハピネス・ヒル・幸田の全体利用者5万5,000人となっておりますが、113ページのこうた夏まつりやこうた凧揚げまつりのように、約5万5,000人としていないのはなぜかなと、正確な数なのかなということが疑問に残ります。

また、夏まつりは約3万人で、凧揚げは約1万人なんですね、合わせると約4万人です。これが5万5,000人と全体ではなるわけですので、残りの1万5,000人は一体どこから出てきた数なのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） まず、5万5,000人の内訳でございますが、これにつきましては、夏まつりが3万人で、産業まつりとして会場は御利用いただいておりますので、産業まつりの方が残りの2万5,000人というふうな数字になっております。

なぜ、「約」をつけなかったかということでございますが、これにつきましては、当然、主催者発表数値でございますので、カウントした数値ではございませんので、当然、「約」がつくべきであろうと数値であるわけでございますが、ただしこの表記載の関係で、上の数値、先ほどの芝生広場・センタープラザの数値がカウント数値ということで4,363人ということで、約をつけて記載してありません、この数値でございますので、表記載の関係で、上と合わせることで、「約」を省いてこの表記をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 概数と実測数を合わせると、これはやはり概数になるかと思っておりますので、そこのところは「約」という表現がいいんじゃないかというふうに思っております。

おります。

同じように、111ページの図書館ギャラリーの入場者数1万3,421人と112ページの文化振興会の延べ1,112人の人数の把握について、教えてください。両方も、やはりちょっとカウントするには難しい場所だろうなというふうに自分では思っておりますが、これだけの正確な人数をどうやって把握したのかということでございます。

ついでに言わせていただきますと、幸田町教育概要の中に、さくら会館の多目的広場の人数が出ております。ここには、4月の利用者9万5,924人となっております。桜花見のお客さんが入っておるかなと思うんですが、これも「約」が入っておりませんので、4月の利用者9万5,924人はどうやって計算したんだろうということが疑問になりますので、ついでにお答えください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 図書館のギャラリーの入場者数でございますが、催し物の主催者が会場に見えるわけございまして、この方が入り口のカウンターによりまして入場された方の人数をカウントされまして、そのカウント数値を報告を受けたものでございます。

また、文化振興展につきましては、これは教育委員会が主催しておる事業でございますが、この入場者数につきましては、会場に町職員及び文化財保護員がおりますので、その職員等がカウンターにて人数を計算した数値がこの人数となっております。

さくら会館の多目的広場の数値でございますが、これにつきましても、管理人がおりますので、これにつきましては、目視でカウントして、このような数値を出しているわけございまして、4月につきましては極端に多い数値になっているわけでございますが、これはやはり桜まつり、この開催ということで、これにつきましては、通常の数値プラス桜まつりの主催者発表の数値がこれにカウントされているかと考えられます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 主催者発表の数字とか、いろんなことを言われますが、やはり数字というのはそのままひとり歩きしますので、推計値とか、いろんな形で表現してもらえるといいのかなというふうに思っております。

その次に行きます。

110ページの郷土資料館の入館人数のうち、館外、中に入らなかった、外だけ見ていったお客さんの数が、中学生以下と一般、さらに男女別まできちっと表現されておりますが、あの現場でそれをカウントする、またしかも中学生か、そうでないか、高校生かということのカウントが随分どうやってしているんだろうということが疑問になりましたので、お答えいただきたいなと思います。

さらに、その郷土資料館の館外入館者数は、110ページには4,777人となっております。私が7月12日に文教福祉委員会の視察でいただいた資料には、それには200人少ない4,577人となっております。どちらが正しいのかなというふうに思い

ます。

さらに、平成22年度版の幸田の統計というのを見させていただきました。この81ページに資料が並んでおりますが、こちらの資料はもっと数字がばらばらになっております。

例えば、この統計資料によりますと、平成16年と平成17年は、館内と館外の合計の数が出ております。ところが、平成18年から20年までは、館内の入館者の数が出ております。しかも、18年の数は、いただいた資料とは違っておりますので、数値に誤りがあるなというふうに自分では思っております。そして、平成21年と22年は、また館内と館外の合計の数字が出ております。ということは、郷土資料館の入館者の数というのは、何を基準にして、どの資料を載せてきたかということが随分ばらばらだなというふうに思います。

このずさんな資料に基づいて、今、予定されております郷土資料館が改築されるとかということになれば、これは入館者基礎データになりますので、その基礎データというのがきちっとしていないということは、やっぱり納得のできない部分ですから、その辺について、どういうふうな見解をお持ちか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 郷土資料館の入館者数でございますが、分類につきましては、細かくやっているわけでございます。

これにつきましては、郷土資料館の嘱託職員が常駐しておりますので、その職員が、あくまでもこれは目視でございますが、それぞれ目視で小学生か中学生か、また一般かということで、それぞれカウントを行い、数字を出しておるわけでございます。

ですので、それが中学生か小学生かということで、その正確さにつきましては、若干問題があるわけでございますが、あくまでも目視ということで、それぞれ人数を確認をして、それを積み上げた数字がこの数字になっておるわけでございます。

数字等がそれぞれということで、いろいろ違うのではないかと御指摘でございますが、あくまでも決算に係る主要な施策の成果の数値が正確な数字ということで御理解をいただきたいと思っております。

数値のそれぞれまちまちな点につきましては、御指摘をいただきましたので、再精査を行いまして、今後はより統一的な、それぞれの資料が違いがないようにということで、今後改めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 繰り返しを言いますが、郷土資料館をこれから改築していこうというときの大事なデータかと思っておりますので、そのところ、今回出ている資料でも200人の差があると、または今までの統計資料も全部違うと、そういうことのないようにきちっとしてほしいなというふうに思っておりますので、お願いをします。

もう1点の質問につきましては、先ほど酒向議員からされましたので、了解しておりますが、一つだけ、労働費と観光費に分けてあると思っておりますが、統一すると経費節減になるんじゃないかなと思っておりますので、その辺のお考えをお願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 現在、この部分につきましては、幸田駅を中心といたしました、この駐車場・駐輪場等の管理と、労働費の関係で駐車場事業ということでやっておる。それから、三ヶ根駅を中心としたあじさいのほうの部分等も含めましての、これも広場、あるいは駐輪場等の管理、清掃管理等を行っておるといふ部分かと思えます。いずれも、この2件に分かれてございますけれども、シルバーの一括委託でございます。

これを例えば一緒にするということはいかがかということですが、私どもがこれを分けておりますのは、事業的な部分も小分けされるわけですが、条例上も公共駐車場の条例でもたれるもの、あるいはレクリエーション施設等設置、そちらで設けられているもの、それもでございます。

かといって、くっつけることができないわけではと思いますが、ただ今申し上げましたように、シルバーのほうに委託していると、一般の業者様のほうに委託している部分と異なります。

御存じかと思えますけれども、シルバーさんとは従事する時間の労務単価、単価で契約が結ばれ、精算されております。ですから、例えばくっつけて一緒にということをした場合でも、基本的に金銭は変わらないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時08分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成22年度の黒字が8億8,000万円、こういうことでございます。単年度収支で言えばということと説明もございましたけれども、しかしながら毎年度、毎年度、6億円以上に上る黒字が繰越金として出されている。いわゆる、これは本来、住民のために使うべき税金が、財政が厳しいと言って削られてきて、そしてそれをため込んでくる。こういう中で、幸田町の基金の積み立てもどんどんふえている状況でございます。

こうして、第9次行革で言えば、補助金や交付金等の5%削減、こういうことで、住民に対しては406万円の町民負担を強行したと、こういう町長は住民にも痛みをわかってもらおうと、受益者負担当たり前と、こういう考え方のもとで今の町政を運営をしておられるわけでございます。

片や、住民の側で言えば、リーマンショック以降もそうでありましてけれども、慢性的な経済不況、加えて今回の東日本大震災によって非常に厳しい状況に置かれている中で、やはり今の町政は町民の暮らしを応援する町政にすべきではないかというふうに思うわけでありましてけれども、こうした今の経済状況の上向きと言われている中で、住民はま

だまだ厳しい状況に置かれている。こういうときだからこそ、住民の福祉を充実させていく、この取り組みについてお伺いをするものであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 私ども、冒頭、基金がふえておるといふふうにおっしゃられたわけでございますけれども、基金につきましては、確かに平成21年度の末まではいろいろ基金があるわけでございますけれども、ふえております。

しかしながら、22年度以降、取り崩しに入っております。この21年度までに基金が多いのは、やはり減収対策債ですとか、減収補てん債、そういうものを非常に多く借入れをしたということで、その借入れで、将来の財政運営をなだらかに財政が回復するまでの間の財源として借入れたものでございまして、こちらについては、慎重に運営をしていかなければならないというふうに思っております。

町民の方々の暮らしは厳しいというのを十分わかるわけではございますけれども、私どもの財政状況もやはりそれと同じように厳しい状況でございます。特に、住民の福祉のためにということでございますけれども、そういう厳しい中にありましても、子宮頸がんですとか、ヒブワクチン等の接種、それから保育園等へのエアコン設置など、こちらについては取り組ませていただきました。また、この東日本大震災に伴う土日の保育所の受け入れも対応させていただきました。本当に必要なことにつきましては、厳しいながらも対応させていただいております。しかし、まだまだ何が何でもやれるというような、そういうような楽観的な状況ではございませんので、そのところはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の財政力、これは全国の中でどれぐらいの位置に位置しますか、御存じでしょうか。

当然、知ってみえるというふうにするわけでありまして、例えば平成21年度決算、そして平成22年度、これも出ておりますよね。お答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 平成21年は1.54、それで22年が1.15であったというふうに思います。これで、平成21年度の全国の財政力指数の中では、幸田町は20番目に位置しておるといふふうに承知をしております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 22年度について言えば、まだわからないわけですかね。出ていくかというふうに思いますが。

それで、先ほど部長が言われました、子宮頸がんやヒブワクチン等は実施をしているよと。これは、国の緊急経済対策の中で国庫補助を受けての事業でございますよね。さらに、土日操業にかかわる休日保育の実施、これも自動車関連産業の事業に合わせての休日保育の実施は、これも県下では、関係する自治体はほぼ実施をする。そういう中で、国の施策としても上げられている事業は、十分実施をすると、こういう動きであります。そういうことを住民福祉をやっているよということですから、これは困るわけでありまして。

幸田町の財政は厳しい、厳しいと言いながらも、全国的に見ればまだまだ十分住民の福祉にこたえる体力は十分あるというわけであります。

そういう中で、厳しい、厳しい状況が来るからということで、借金に借金を重ね、その借金をさらに積み立てていき、そして平準化をするということで基金をふやしてきたわけでありますけれども、借金もし、そして借金以外にも黒字をふやして、そしてそれを預金をすれば、当然、利息はかかるわけでございます。

ところが、銀行利子は、今の金利の状況から言えば見込めない、こういう借金と積み立てを繰り返していく町政ではないかという住民の批判があるわけでありますが、こうした住民批判に対してはどのように感じておられるかということでございます。

一つ、住民の暮らしを応援する、住民の暮らしが大変なときだからこそ、どういふ施策をと私どもの提案をしてまいりましたのが、国保税の引き下げということでございます。そうした引き下げに伴って、一般会計からの繰り入れで子どもの均等割をなくしてしまう、均等割を負担をする、こういう中で国保税の引き下げというものも提案をしてまいりました。

このように、やはり住民の暮らしに寄り添った町政を進めていくべきではないかというふうに思うわけでありますが、いかがでしょうか。

次に、平成22年度は、子ども手当が創設をされて、そしてこの子ども手当が今国会で縮小・廃止の方向でございます。ところが、子ども手当が児童手当に変わるわけでございますけれども、この子ども手当の財源となる年少扶養控除、これは廃止をされたままであります。このままでは、子育て世帯への負担増は明らかでありますけれども、この辺についてはどのような子育て支援ということでこれから対応していくおつもりがあるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 議員の御指摘の借金を繰り返して行っていくという、そういう財政運営を基本としておるわけではございません。

今回、2カ年で約31億円の借金をしたわけでございますけれども、これについては、先ほども申し上げました21億円あった法人町民税が2億円へと激減をしたと、この一部については、県の大規模償却資産の県課税分が町へ戻ってきたというのがありますけれども、それでも多いときから比べれば15億円ほどの減収になっておるわけでございます。この減少分がすぐに回復すればいいわけでございますけれども、やはり回復には数年かかるであろうということを考えていきますと、その間においては、有利な条件で借りることができる起債を借りさせていただいたということでもあります。

ちなみに、今回、昨日も御説明を申し上げましたけれども、一般会計からの繰り入れを23年度では当初よりも減らせていただきましたけれども、それでも財政調整基金の残高は31億円ほどしかございません。借り入れた額とほぼ同じだということでございますので、そういうときにはやむを得ない措置として借りたものでございますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

また、一般会計から国保への繰り入れにもお触れになったわけでございますけれども、これは昨年、県下のほぼ平均並みに一般会計から財政支援の繰り入れをさせていただき

ました。

これからの繰り入れにあっては、昨年の例が一つの例にはなろうかと思えますけれども、やはり財政状況等を勘案をしながら決めていく、そういうものであるというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 今回の子ども手当の関係でございますが、特措法で半年間は、またこの法律で実施ということになったわけであります。

年少扶養控除の廃止につきましては、児童手当を受給をし、控除があったときと比べまして受給世帯の所得や受給者の区分によって負担増となるということも確かでございます。

また、次年度以降には、児童手当の、今議員おっしゃられました改正を基本とした法整備も新たに予定をされております。24年度の6月分からは、年収960万円程度の所得制限も復活であるということであり、さらにこれらの世帯の負担増が見込まれておるわけであります。

国としましては、今回の法の中で、平成24年度から所得制限世帯におけます所得税及び住民税の扶養控除、この廃止によります減収に対する必要な税制上、あるいは財政上の措置を検討しまして、所要の措置を講じること、また所得制限世帯も含めました扶養控除のあり方について、平成24年度の税制改正までに総合的に検討することというふうにされております。

町といたしましては、24年度以降の法制措置について等、現在、国で検討されておりまして、今後、地方との協議もされるということでございます。

現時点、町や受給者の影響は減であるということは承知はしておるわけでございますが、今後、国のほうの状況等を見ながら、そういったことも国のほうで考えられ、また地方のほうもそれに対して、先ほど申しましたように協議をしていくということでございますので、そういった動向を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子ども手当については、これからのことでございますけれども、しかしながら住民の置かれている子育て世帯に置かれている状況は大変厳しいものがございます。

そういった点からすれば、一般会計からの繰り入れで国保税の均等割をなくしていく、そして子育て支援として応援をする、これは一つの事例でございます。そうした町政へと転換をすべきであると求めて、私の質問は終わりとします。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 財政が極めて転調なときでも、財政は厳しい、先行きの見通しは厳しいというのがあなた方のまくら言葉だ。いや、これは大丈夫ですよと、どんどんいいですよと、そんなことを言ったためしはないわけだ。

過去、この5年間で一番の税収を、町税の決算額を上げたのが、平成19年、200

7年、このときの町税の決算額は93億4,971万4,000円、約93億5,000万円。このときでも、先行きの見通しは厳しい、厳しいと言って、住民に負担ばかりかけておった。

そうしたときに、あなた方が、じゃあ財政はもう先行き楽観はできんけれども、何とか苦勞してでも住民の生活を支援しましょうなんていう言葉なんてちょっとも出してこんわけだ。

リーマンブラがあったときに、あなた方は何をやったか。住民負担と保護者負担をどんどん切り取ったわけでしょう。たまたま、時の町長がフライングをやったわけだ。もっとわかりやすく言えば、小・中学生の修学旅行費、それぞれ500円ずつ切っちゃったわけだ。

物のついでに中学生の海外派遣も切っちゃったもので、町長は、しまったと、あれは切っちゃいかんかったと言って、翌年度にぽんと復活したわけだ。中学生の海外派遣はぽんと復活しながら、修学旅行の報償費は切ったままじゃない。戻せばいいじゃない、最低でも。海外派遣をやっているわけでしょう。

こういう点から言って、財政が厳しい、厳しいというのは、あなた方のまくら言葉で、自分たちのいいような財政運営をする、そのことによって住民や保護者の負担をどんどん強めていくためのまくら言葉であり、電報じゃないですか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 財政が厳しい状況であるのは、これは紛れもない事実であるというふうに思っております。

リーマンショック後の事業見直しにも触れられたわけですが、財源が不足をしたときには、今までできておったことができなくなる、これは当然のことであろうかと思えます。そういう観点でいろいろ事業を見直された結果が、先ほど言われたようなもろもろの対応であったかというふうに思えます。

総合的な財政運営とすれば、一時的に不足する場合には、本当の取捨選択、あるいは全体的に圧縮するような考え方も、これはしのげるかもしれませんが、現在のこの状況では、私どもはとてまだまだそんな明るい見通しは持つことは非常に危険であるというふうに思っております。

そういうことで、認識とすれば大変厳しいというのは、やはり議員も一緒にこういう認識は共有していただけたら本当にありがたいなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなところへ連れ小便で引っ張り回すなや、ありがたいなんてとんでもない話なんでね。

そういったときに、いや、まだまだそんな甘い見通しは出せへんよと、こういうことを言われる。そうした中で、じゃああなた方自身がどういう施策の展開をするのかということなんです。

決算を通して、町の財政が厳しいと。厳しいけれども、財政調整基金は38億円ありますよと。38億円は、町税の74億円の63%に当たります。

さらにまたへ理屈つければ、財政調整基金、土地開発基金、都市施設整備基金、これ

は何とかかんとかへ理屈つければ、一般財源とか一般の施策の中で運用できる、そういう基金の性格。この三つの基金を合わせると、58億5,146万円あるわけだ。それは町税の78.74%に当たる。これだけのものをため込んでおるといふ一つの問題は、一つは、この決算の中でも明らかなように、住民合意を得ないままに見切り発車で強行してきた新駅の関係でも11億円近くこの予算で出しておるわけですよ。

そういう中で、リーマンショックを理由にして、子どもたちの小学校・中学校のそれぞれの最終学年の一番の楽しみである修学旅行、小学校・中学校合わせて100万円にもいかんですよ。そうでしょう。

片や、海外派遣はわずか12名で320万円ですよ。こういう行政がまかり通っていく。なぜ、もとのところまで復活させんのか。復活させたって、500円ですよ、1人当たり。全体で言ってもそんな大きな金じゃない。

という中で、これだけの基金をためた。じゃあ、基金の経緯と借金の経緯、どういふふうになつとるのかと言ったら、リーマンショックで確かにあったと。だから、財源対策債、減収対策債という名目でどんどん借りて基金に積み立てたと。有利な条件で借入れをしておるんだと、こういう先ほど答弁がありました。

有利な条件でという内容からいけば、成果の説明書の46ページに一覧表が出ておる。一般会計分だけでも、これは余り全体的な正確性は欠けるけれども、一般会計だけで7億2,300万円。その大半は、宝くじの寺銭を当てにしてあこぎな商売をやっている愛知県市町村振興協会から借り入れて、借り入れの利率は0.6%だと。これが有利な条件か。下に書いてあるわね、どこでどういふ金を何%で借りたと。もっと低いのがあるでしょう。宝くじの寺銭を当てにして金を貸し借りしておる、そういうところで高金利で借りて、低金利、ゼロ金利と言われる貯金にせせせせ回してつくり上げたのが財調で38億円、先ほど申し上げた三つの基金で58億円、こういう形で、見通しは見込めないよと言いながら、その財源をどこに使っているかと言ったら、一生懸命せせせせ相見に使っておるじゃん。今年度でもそうですよ、来年度も最終年度の精算金で20億円から出てくるわけでしょう。

そういうことには目をつぶって、住民には負担をどんどんかけていくという点からいけば、少なくとも今、この決算を通して申し上げられることは、リーマンショックを理由にして、保護者負担、学校安全会の掛金もそうだな。全額公費負担のやつを、これは折半にしようと言って保護者に半分負担させた。部活の応援についても、選手はいいけれども、補欠やら、あるいは応援とかというところについては、何の手だてもしておらへん。

そういう切りやすいところを切ってきてやってきた結果が、38億円です。3基金で58億円、町税の決算額の78%にもわたるような基金をため込んでおるといふことが、まともな政治ですか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、基金が現在どのようにできてきたかという背景を若干説明をさせていただきます。

リーマンショック以後、平成20年度に減収補てん債、それから減収補てん債の特例

分等々で約12億円ほど借りております。これらは、基本的には地方交付税の基礎数値にその返済が組み込まれるものということでございます。

さらに、平成21年度に、特にこのときには、減収補てん債で10億円、その他含めまして19億円の、やはり同じような借入れを起こしております。

有利なと申し上げましたのは、将来、幸田町が不交付団体から交付団体になったときに、これは普通交付税で措置をしていただける、その償還が措置をしていただける、そういうものについて借入れをして、将来的なリスク回避も含めて行っておるわけでございます。

この中で、このようにして運用をしまいと、財政調整基金は平成22年度末で38億円ございます。今回の23年度の9月補正後で約31億円に減ります。7億円を取り崩します。さらに、都市施設整備基金も17億円あるものが1億円未満になると、こういう補正後の予算の内容になっております。

ということで、基金全体といたしますと、前年より約23億円ほど減っていく、そういう内容になってございますので、そこら辺のことはひとつ御理解がいただきたいというふうに思っております。

この減収補てん債等で借入れしました借金につきましては、将来の税収でもって基本的には返していく。先ほど、不交付団体である以上はそれで返していかなければなりませんので、景気の回復が見込まれないと、本当に地方交付税の交付団体、ぎりぎりのところでの財政運営が余儀なくされていきますので、そういう点で、まだまだ何が何でも事業をどんどんやるという状況にないということだけは、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事業をどんどんやるということを言っとるんじゃないですよ。急激に借金をふやして、その借金をゼロ金利の基金にため込んで、23億円を新駅につき込んだという、ただ極めて簡単な図式なんです。だから、厳しい、厳しいと。じゃあその厳しいという事業をお進めになった、その前提は、住民の合意もない中で強行し、見切り発車したんでしょう。これが一番の問題。

町の政治はだれがやっておるのかと。これは、過去の二、三日前の一般質問でございます。事業仕分けは、町の政治はだれがやるとるんだと、役場がやるとるんじゃないんだと、住民がやるとるんだと。そういう視点・観点がないじゃないかということの指摘がありました。お説、もつともだと私は思います。

だから、自分たちのワンサイドの事業はどんどん進めておいて、借金を山ほど積み上げて、基金もどんどん積み上げて、その基金を23億円どんと新駅につき込んだと。これだけの話で、財政が厳しい、厳しい、だから住民も我慢せよと、こういう問題でしょう。

その中で、リーマンショックを理由にして、保護者負担をどんどん強める。学校安全会の、健康会になっているのかな、今は。保護者に負担を押しつける。一方では、海外視察、わずか12名に320万円の予算をつけて海外派遣をしている。こういう町の政治のアンバランスについて、あなた方はどういうふうに見ているのか。そういう問題を、

じゃあ翌年度の、つまり24年度の予算編成の中に私は生かすべきだということを申し上げているわけです。

そうした中で、じゃあ基金がどういうふうに変わってきたか、基金と言うよりも借金がどういうふうにやられてきたのかと言ったら、借金残高でいけば、平成19年、2007年、このときは約70億円、それが平成21年の2009年では91億円、この決算年度でいけば89億円、借金ができる水道会計を除いて五つの会計の起債総額は152億円、町税決算額の2.06倍になるわけだ。これほどまでに借金をだっとふやしてきた。それは何なのかと言ったら、新駅だけです。そのために何をやってきたのかと言ったら、基金をせっせせせ積み上げてきた。同じように、平成19年、2007年の基金の、先ほど申し上げた四つの基金、これが36億7,000万円と。それが先ほど申し上げたように、この決算年度では、トータルで58億円、町税の78%以上を占めている。

こういう形の中で、あなた方が将来、先行き見通しは厳しいですよと言って、財源対策、あるいは税収だと、そういうのを借りてきたという一つの背景は、財政健全化判断比率の中で、これらの問題については公債費比率に入っていないと。公債費比率に入っていないということと、何か不交付団体に転落することを、不交付団体から交付団体に転落という言葉が適切かどうかは知りませんが、それを願望して、交付団体になったら、これは交付税で措置されるから、そういうのを見込んで一生懸命借金して、知恵を出したと、こういう説明ですよ。そんなものは取ってつけた理由だ。

少なくとも、幸田町の今の状況からいけば、法人税は若干伸びるだろうと。ただ、不安定な問題としては、償却資産税がなかなか伸びんと。景気が低迷しておるから、設備投資がされない。設備投資がされないから、償却資産税が大きく伸びないという要因はあります。

しかし、町民の収入やら、あるいは土地区画整理を含めた開発で、そういうところに新築の住宅の進出があるという中で、土地・家屋については、家屋はあかんけれども、土地については若干の増という点から含めて、もうあすにでも交付団体に移行すると。そのための予防的措置として、交付税の算定基礎に入ってくる起債を知恵出して借りると。だから、これだけ厳しいんだよという、そんなことを幾ら強調したってあかん。

そういう強調をしながら、裏で何をやっとなかということなんです。裏で住民の負担を強めるために、この決算年度じゃないけれども、今年度で住民間の負担の公平だと、3,700万円増税したわな、増負担。近隣市町との均衡だと、わけのわからんような理由で3,700万円、住民の負担を強めたわけでしょう。そのときでも、財政が厳しいと、住民負担の均衡だと、あるいは近隣行政との均衡だと、理屈は幾らでもつくれる。

そういう中で、町の政治が住民の生活を見るよりも、手前のところの台所とそろばん勘定ばかり一生懸命やっとなかわけだ。そのために、住民の暮らしが途端の苦しみに追い込まれてきているという現状を見たときに、じゃあ次なる新しい年度への政策、こういうものが生まれてこなければ、決算審査をやっとなか必要ないわけだ。この数字はどうなつと、あの数字どうなつとと言ったって、そんなものあなた方は痛くもかゆく

もないわけだ。

こういう決算を通して、翌年度政策への提言なり、あるいは意見なりをどうあなた方が受けとめながら政策として翌年度予算を含めた形の中で展開していくか、このことが一番決算の中で求められているということから含めて、町長、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） きょうは質疑なのか、一般質問なのかという感覚がいたします。

今、いろいろ言われましたけれども、今、総務部長が的確に内容をお話しさせていただきました。

私が申し上げるといのは、現時点は、私は最初から我慢をするときだと、今の時点につきましては、我慢するときだということで申し上げてきたつもりであります。

その中で、お金が、繰り越しがこれだけたくさんある。じゃあ、次の幸田町が永続的に幸田町として成り立つためには、近隣の、例えば岡崎市のごみ焼却場の問題、蒲郡市の火葬場の問題、消防の防災無線の問題、今から何十億円というお金が出ていくわけがあります。そういうものも、先を見ながら予算を編成して見ていかないと、近距離的に見て、即、それはその年で使わなければまずいということであつたら、幸田町の先行きが不安であります。

そういうことのために、今、私どもは我慢をしなければいけないときだということで、しかしながらやれるべきところは、少しずつでもいいです。町民の皆さんのためにやっていきたいと、そういう姿勢でございますので、その辺はひとつ御理解をいただきたい。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だからこそ行政は生きとるんですよ。

先行きの展望もない中で、もう壁にぶつかっちゃって、先行き全くないというときに、どうしようとなったら、手を挙げるだけです。

ごみの焼却場の問題もある、斎場もある、デジタルの問題もあると、そういう行政課題があるからこそ、行政として役割を果たさなきゃいかんのだ。そういう中で、あれもある、これもある、だから住民は我慢せよと言うのは、自治体として、住民あつての自治体という根本的なものが抜けておる。

こういうときに、じゃあどういうふうにするのかと。住民の生活が日々苦しくなって、途端の苦しみをあえいでいる。そういうときに、新たな負担をかけてさらに苦しめるのか。それを支援をしながら、どう暮らしを支えていくのかという視点・観点がないじゃないですかということをお尋ねしとるわけです。切り返しをしてもらわなくても結構だ。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は常に町民といえますか、箱物の形じゃなくして、町民の皆さんに身近なところからやっていこうという気持ちでずっとやってきているつもりでございます。

要は、先ほども総務部長、それから皆さん、部長が言いましたけれども、小さなことかもしれません。保育園の全部のエアコンをやるとか、扇風機をやるとか、子宮頸がんをやるとか、いろいろ少しずつではありますけれども、福祉につきましても、少しずつではありますけれども、この苦しい中であるけれども、対応しておると、そのつもりで

おります。

ですから、伊藤議員のおっしゃるように、大きなものがないということかもしれません。しかしながら、議員の皆さんの中には、現状の予算の財源の状況というのは十分におわかりになっていただけていると私は思っております。将来の幸田町の先を見た、その先を見るがために、厳しい財源の中で我慢をしていただく、それが私の今まで申し上げてきた内容でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は、通告なしでございます。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成21年度に大幅な国保税の引き上げを行いました。今決算では、税率の引き上げは行わなかったわけでありましてけれども、しかし年々国保税の引き上げということで、国保加入者への負担が増してきている状況であります。

そうした中で、この階層別に言えば、年収100万円、あるいは所得100万円、あるいは200万円、300万円という、こういう所得階層別に見ますと、低所得者世帯ほど国保税の占める割合が高くなってきている実態がございます。

こうした実態というのは承知しておられるかどうかという点で、この分布図、所得階層における国保税の占める割合というものを示しておられたら、パーセントで出していきたいというふうに思うわけでありまして、どうでしょうかということでもあります。

こうした国保税の引き上げが滞納を生み出してきている実態がございます。この滞納状況を資料で提出をしていただきましたけれども、これを見ても明らかでございます。平成20年度、21年度、22年度と3年間の滞納状況が出ておりますけれども、その中で、この現年課税分と滞納繰越分、この金額を合わせて滞納金額が平成20年度では2億2,700万円、21年度が2億6,100万円、そして平成22年度、今決算に至っては、2億6,500万円近くの滞納金額になってきております。

そうした中で、不納欠損もふえてきております。収納ができないわけですので、これを欠損額として起こしているのが、平成20年度では800万円、21年度では1,400万円、そして平成22年度では1,600万円近くに上がってきているわけでありまして、これでは国保会計そのものが成り立っていかない状況でございます。

やはり、住民が、加入者が払える国保税にしていくべきではないかというふうに思うわけでありまして、その辺はいかがかということでもあります。

家計に占める国保税の割合が高ければ高いほど払えない実態があるというふうに思いますけれども、その点で出していただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 国民健康保険の保険税の関係でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、非常に厳しいやりくりをさせていただいておるといったようなところでございます。

所得階層別の世帯の状況ということでございますけれども、150万円を境に見ますと、昨年と比較いたしますと150万円以下の方のほうに人数的にはパーセントが移行してきておる。ですから、低所得の方がやはり経済不況なりによりましてふえてきておるとい実態が見受けられるような気がいたします。

また、税額でいきますと、滞納金額を見ますと、保険税階層でいきますと、20万円から30万円、30万円までで大体88.9%の方が占めるというような状況も把握をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましても、被保険者の方々、そういった方々になるべく御負担がいかないようなというようなこともございまして、21年度は税率や、また課税限度額なども据え置いてきたわけでございますが、やはり国保の運営ということ考えた場合に、なかなかやりくりができないというような部分もございまして、この23年4月からは、限度額と、また所得割、これは所得の前年の中間所得の負担を軽減するというような意味の中で、所得階層の高い方々に御負担をいただくような思いで、そういった改正をさせていただいたところでございます。

以前から申し上げておりますように、やはり市町村国保、幸田町のみならず、全国的にこういった構造的な問題があるという認識でございます。

国保の財源と言いますと、やはり負担金、それから加入者からの税金、それと本町で言いますと一般会計からの繰り入れと、こういったことでしかないわけございまして、その中で何とか対応をうまくかじ取りをさせていただくというような形で、今、進めさせていただいておるところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保税の大幅な引き上げが対応をより多く生み出してきている。

そして、滞納額がふえてくる中で、国保会計が大変な状況に陥っている。そういう状況の中で、さらに平成23年度は、国においても限度額を引き上げ、それが幸田町も目いっぱい国どおりの限度額に引き上げ、一気に9万円という引き上げも行ってきたわけでありまして、また前年度の所得が減ってきたからと言って、この所得割を引き上げるなど、これでは本当にイタチごっこ、自転車操業で、ますます立ち行かなくなる状況があるわけでありまして。

そうした点で、少しでもこうした国保加入者の負担を抑える。そうした点からすれば、一般会計からの繰り入れをふやして負担を抑えていく、これが施策として進めるべきものではないかというふうに思うわけでありまして。

いつも申すわけでございますけれども、国保会計そのものが事業主負担がないという中で、加入者とすれば、農業者や低所得、あるいは自営業者等の世帯が加入をしてまい

りますし、また退職した人が加入をするという中で、いわゆる担税力というものも非常に低い。そうした中で、高い国保税が押しつけられれば、ますます払えない状況であります。

県下の平均で見ますと、幸田町の一般会計の繰入額は非常に低い。そういう中で、平成23年度は若干ふやされました。けれども、県下平均並みというところがございます。県下の中でも、また一般会計から繰り入れれば、またこれも幸田町の繰り入れがまた県下平均よりも下がってしまう。こういう状況の中で、やはり大幅な繰り入れを行いながら負担を軽減していく、こうすべきではなかろうかというふうに思うわけであります。

そこで、先ほどの質問の中で出していただけませんでしたけれども、所得階層別に見た国保税が占める割合というものは出していただけるかどうか。これは、当局としても把握をすべき事例だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

ここの事前要求資料の中の29ページ、これは階層別の加入状況であります。私が言っているのは、階層別の所得に占める割合でありますので、その辺を出していただきたいということでもありますので、出していただけるかどうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 資料の関係でございますけれども、一度、内容的なものをちょっと整理をさせていただいて、調整させていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私たちが暮らしていく中で、家計費の中で、税金の占める割合が、これが1.5もあれば、これはとても1.4近く国保税が占める割合があれば、とても回せないというのが実態であります。

水を飲んで生活せよと言うのかと、こういうような実態がある中で、やはり低所得者層への負担というものが大きくなってきている今日、国会の中でも問題となってきているわけですね。

そういう点で言えば、本来なら国に対して国庫負担を求めるべきでありますし、また同時に町の一般会計からの繰り入れをふやすべきであります。そうした点で、次年度予算へのそうした政策的な反映ができるかどうか、お尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 一般会計からの繰り入れの関係でございますけれども、やはりこれも以前から私どもから申し上げておるところでもございますが、やはり一般会計、国保加入者以外の方々の税金ということもそこにはあるわけでございます。社会保険などの被用者保険の方々からすれば、その経費がそちらに回るということになれば、そこら辺のそういった方々の不公平感ということもあろうかと思っております。

また、一般会計からこの国保のほうに大幅な繰り入れということになりますと、他の町の福祉施策に限らず、いろんな事業にも当然影響してくる部分もございます。一般会計としてもやはり器は決まっておるわけでございますので、そういった中の金額を有効に活用させていただくということが求められてくるということもございます。

その中で、国保のほうへの繰り入れというものが、その時点におきましての財政状況等、許される範囲の中で対応していかざるを得ないというのが実態かというふうに思っ

ておるところでございます。その辺のことにつきまして、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 所得階層別における割合について言えば、特別委員会までに出していただけますかね。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 内容をちょっと一度確認させていただいた上でということをお願いいたしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひお願いいたします。

この所得における国保税の占める割合について言えば、国会の中でも非常に大きな問題になってきたわけでありまして。そうした点からすれば、今、国民全体の認識となってきたわけでありまして。とりわけ、ことしの国保税の請求書を見てびっくりしたという人たちがたくさんございました。そういう中で、町にも電話もかかったかというふうに思います。

これは、低所得者のみならず、国保加入者世帯に対しての国保税の占める割合が年々比率が高くなってきているという、こういう実態でございます。そうした点におきまして、町としてもきちっと所得における国保の割合を把握をすることが重要でありますので、ぜひとも把握をしていただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 把握につきましては、努力をさせていただきます。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案質疑は、あらかじめ当局に提出をして、質疑をする議員が何を求めているのか、こういうのは通告で出してあるわけですね。この通告書の一番最後に、私はトータルで20項目の資料要求を出しました。その中で、いろんな不備はありますが、その問題について、今、ここで申し上げるつもりはない。

しかし、この18番目、それから16番目、今、国保ですから、16番目ですよ。これ、出しておらんわけじゃん。みんなほおかむりして、知らん顔してるじゃない。議員の求めに応じて、何で出しておらんかと言ったら、よく調べて検討しますわなんて、そんな横着仕事やっとするのか、それほどあなた方は偉いのか。議会は、必要な資料を要求をし、その資料に基づいて議員が質疑の展開をするというのは、当たり前の原則だ。

それを、提出もせんといて、ほおかむりして口ぬぐって、出せやと言ったら、よく調べて検討しますわと。何考えとるんだ。そんなべらべらべらべら資料をめぐらんでもいいがや。ないものはないわけだ。出しとらんでしょ。

過去にはと言うよりも、今年度の23年度の予算を審議するときには、あなた方は出したんですよ。今度は、決算で具体的にどうなっておるかというのを検証しながら、翌年度どうするかという議論をしようという、その素材ですよ。口ぬぐって、知らん顔し

とるわけだ。どうするかと言ったら、よく調べて検討しますわと。おこがましいと思わんか。そうでしょう。

まず、そういうあなた方の姿勢が、何かわしらお役人で、役人根性でぐつぐつぐつぐつ言うのはしょうがないな。答えてやろうかと、こういう認識と感覚が極めて大きいということだけ冒頭申し上げて、国保の滞納というのは大変な状況があると。

滞納している、ごくごく一部の中に確かに横着者はおりましょ。だけれども、大半の人たちは、払いたくても払えないと、分納をするという人も結構おるわけだ。そういう人たちに、分納にさらなるむちを当てているでしょう。

例えば、わかりやすく言えば、1万円の滞納額があると。それを1,000円ずつ10回に分けて分納したときに、それじゃあ1,000円ずつ10回で1万円でもいいですよということをやっておるか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 滞納のケースにつきましては、さまざまな状況が個々にございます。納付相談を実施をいたしまして、その方々が納めやすい方法というものを見出していくといったことが求められておるという認識でございます。そういった中で、今、議員がおっしゃられた方法も一つの手段というふうに考えておるところでございます。

ですから、先ほど申し上げましたように、個々の実情、今回は例えばたくさんというようなこともあるかもしれませんが、その実態に応じて、御相談をしながら滞納額を少しでも解消していただくというような方法を見出していくという考え方で対応させていただいております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 理解度の問題だと。あなたの理解がそうであるということであれば、聞き手の粗相は言い手の粗相と、こういうことで、私も一步譲りましょう。私はそういうことを言ったか。

1万円の滞納がありますよと。分納するに当たって、1回1,000円で10回という形であなた方は対応しておりますかということをお尋ねしたわけだ。答弁いただきたい。茶抜き畑に引っ張り込んでは、どうもならん。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 先ほども言ったように、やはりその方々の違いということもあります。ですから、そういった1万円の方がお見えになれば1,000円ずつということもあり得るでしょうし、また、ただその後には次の保険税というものも出てくるわけでございますので、その辺についても整理をしながらお願いをさせていただくというような形になろうかと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これはやっぱり理解度の問題だな。私はそんなこと聞いとらへんわけだ。この1万円の後にまだ控えておりますよと、そんなこと、だれが言った。聞いとらへんがや。

1万円の滞納がありますと、それを10回に分けて1,000円ずつ滞納を整理して

きた。この先どうなる、こうなるという議論じゃねえんだ。1万円を10回に分けて均等の1,000円ずつでやっていきますが、それでいいですか、そういう対応をしとりますかということをお願いするわけだ。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） そういった対応もしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 延滞はかけんな。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 過年度滞納繰越分ということになってくると、これはそういったことが出てくるかもしれませんが、ちょっとその辺、申しわけございません、認識不足であります。基本的には現年度については、当然のことではあります。延滞金はかけておらないと、今、認識しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 通常、滞納というのは過年度、現年もあるけれども、過年度の滞納の関係で分納をする。その分納も、10回に分けて均等で分納で納めたときに、過年度分については延滞はかけませんねということをついたら、私は知らんわと。あんた、部長だ。本会議に出てきて、別にオールマイティーには言いませんよ。しかし、実態を知らずして、滞納の問題を住民のせいにして、滞納するやつが悪いだとさらなるむちを当てて、何でむちを当てるかと言ったら、よくわかりませんので、ごめんなさいと、そんなことで職務が務まるか。

現年だ、過年度なんていうことでまぜ返しをせんでもいい。一般的には、滞納というのは過年度分のことを指している。私はそういう認識だ。それをどう対応しておるのかということなんだ。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） その辺については、大変申しわけございません。勉強不足で、その辺につきましては、一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 決算特別委員会があるので、そこら辺は今度は担当課長がやられるけれども、ただ申し上げておくけれども、今の担当の課長も、前任の課長も、押しなべて言うのは、国保に一般会計から繰り入れをすれば、特定な人間に対して住民の税金を使うことは、住民の理解が得られませんよというへ理屈だ。だから、一般会計から国保に繰り入れをすることは、ちゅうちょし、控え目にしておくということなんだ。

申し上げるけれども、例えば3万8,000町民がおりますよね。3万8,000町民がひとしく行政の恩恵にあずかる事業というのはあるのか。あつたら、例を挙げてくださいよ。みんなそれぞれの分野で、町民の税金がいろんな分野で使われておって、特定な分野だと言え、事業なんか全部特定な分野ですよ。

特定な分野に一般会計の予算が使われたり、あるいは一般会計の繰入金が使われることは、行政の不公平につながる。そういうのをへ理屈・は理屈も理屈のうちと言うんだわ。それは横道だ。

だから、あなたが先ほど丸山議員の質問に答えた。そういう内容ですよ。では、3万8,000人の町民がひとしく行政の恩恵という言い方はいかんけれども、好きじゃないけれども、行政にあずかっている事務事業は何ですか。言ったからには、ちゃんと答弁しなさいよ。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） すべからく100%そういったものがすべての方々に恩恵が行き届く、それぞれの事業につきましては、それぞれの目的というものの中で運営をされておるといってございまして、100%全部が全部そういったものに、住民の方々にひとしくということとは大小あるかということとは認識をさせていただいておりますが、この国保の関係につきましては、やはり国保という一つの事業の中で、かかった医療費に対して給付をしていくということとございまして、そういった中で、加入者も限定をされてくるということとございまして、先ほど言ったように、財政というものが一つありますので、その中で可能な許される限りの中で、そういった繰り入れということ、全然していないということでは、当然、今、実際には繰り入れもしておるわけとございまして、そういったことではございせんけれども、そういった一つの考え方もあるということと御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、あなたも言われたように、すべてはありませんと、目的があって事務事業を運営しているんですよと、そんなの当たり前のことです。一般会計であろうと、国保であろうと、水道事業会計であろうと、全部、目的があって事業運営をしている。そういう中に、例えば8,000人の町民が加入している国保に一般会計から財政支援をするのはいかなものかと、こういうことでしょうか。

だから、そういう点からいけば、それは上げて、政策の問題なんです。町長が、あるいは担当部課が、どういう政策をしながら暮らしの支援をしていくかということが原点にないから、へ理屈・は理屈つけて山の中に引っ張り込んで、がらがらぼんでわからんようにしていく。

こういう中で、じゃあ所得や収入減は、住民や町民の責任ですか。企業に働いておっても、リーマンショックだ、震災だと言って、派遣切りがされる、残業がカットされる、いろんな条件の中で、彼我の力関係の中で自分たちが苦しめられている。そうしたときは、その対応する住民に責任があるのか。

おまえ、働かんもんで収入がねえんだわ。収入がねえときに税金を負けてくれ、一般会計から支援してくれなんていうのは横着者の考え方だというのが根底にあるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 議員も冒頭にちょっとお話がありましたけれども、一部には悪質な方もお見えになることも事実とございまして。

ただ、その方たちというのはごくわずかな中であるわけとございまして、そのこういった滞納というものが住民の責任かどうかということにつきましては、先ほど来お話が出ておりますように、リーマンショック、いろんなそういった社会情勢というものがそ

の背景にあるということは理解をしておるところでございます。

そういったことから考えれば、御本人に社会的なそういったものが影響するということがあれば、御本人に直接の責任というものがあるとは必ずしも言いがたい部分ではないかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ごくごく一部だということを申し上げたら、それにすぐに食いついて、ごく一部もあるけれども、まあしかしねという、そんなことはまあいいわ。

だから、あなたも言われるように、社会的な影響によって住民が、国保加入者にかかわらず、住民が社会的な影響によって収入減や生活苦に追い込められてくる、そういう状況をあなたの認識として答弁されたなら、だったら社会的影響があったときに、社会的にその影響を少しでも和らげるために行政が果たすのが支援じゃないですか。暮らしの支援をしていく、支えていく、これが行政の務めじゃないですか。違いますか。

社会的に影響があるんだということを言われるならば、社会的にそれはその影響を少しでも和らげるというのが政策として浮き出てくる問題じゃないですかということを申し上げている。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 担当者としては、私どもとしては、そういった社会的な影響とか、そういったもの、また一般住民の方々が御理解をいただける中で、いろいろな制約というものはありますが、許される範囲で可能な限りの支援をしていくということは、これがまた我々の責務であるということは理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 型どおりの答弁だというふうに思っております。

そういう認識があったら、何で国保税が10.85%、6,000万円も増税するんだと、こういうところに結びつくわけですよ。

そういうふうに増税、増税でやって、6,000万円も負担をかけて、前よりも10.85%も大増税をかけて、いや、それは社会的影響がございますと。増税も社会的影響だわ。それを和らげるために、じゃあどういう政策があるかと言ったら、一般会計からやるしかないわけだ。あるいは、もしもそれがいかんとなったら、国にどんどんどんん物を申し上げて、復興財源、大変なときだけれども、それは第一義的に優先課題としてやらないかんということとあわせて、じゃあ住民や国民をどう救済していくのかということ詰めていくと、そういうことをしない。そういう問題じゃないですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） やはり、その救済ということは我々も意にとめて今までも運営をさせていただいているということでございます。

やはり、これも繰り返してしまわれますけれども、滞納という部分が、構造的な、制度的な問題もございます。そういった中で、町として全体的な財政、そういったものが許される中で繰り入れというものがどのぐらいのものまでが許されるかということ判断をしながら国保の運営というものをやっていかなければならないというふうに理解はいたしておるわけでございます。

今後、現在、国のほうでもいろいろな社会保障の一体改革なり、そういった中で国保のあり方というものもお考えの部分もあるということを知っていますが、そういった動きというものもよく見ながら判断をしてみたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 後期高齢者の加入者の滞納状況についてお伺いするものでありますけれども、平成22年度末で何名かということがございます。

それから、もう既に7月も超えましたので、今年度の滞納者というのも明らかになってきているのではないかなというふうに思うわけですが、あわせて御答弁がいただけたらと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 22年度の滞納繰越分の人数ということがございますが、現年度で16人、それから滞納繰越分の中で7名、重複される方もお見えになりますけれども、そういった状況でございます。

それから、23年度の滞納繰越の関係でのその後の整備の状況でございますけれども、この関係につきましては、滞納繰越分が、これは前年度分の滞納繰越分、22年度からの繰越分が101万5,800円という金額があるわけでございますが、このうちの未納額につきましては、58万6,300円を現在徴収をさせていただいておる、42.28%ということがございますけれども、11人の方から徴収をさせていただいておるということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、現年分で16人、繰越分で7人で、合計すると23人ということですね。

この後期高齢者医療につきましては、国保と違いまして、即、資格者証の発行ということがやられているわけでありまして、それが問題になってきているわけでありまして、幸田町の加入者の中でそういう状況の方がいるかどうかということですが、その辺はどういう対応をされているのかということでもあります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 資格者証の関係でございますけれども、資格者証につきましては、現在ございませんが、短期証につきましては、現在5名の方がお見えでございますという状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、その後期高齢者医療の加入者につきまして言えば、現在23人の滞納がある状況の中で、滞納額が101万円。その101万円の中で、56万円が11人の方から納められたよということですよ。

短期保険証が5人いるということですが、この広域連合の中で、こうした保険証の取り上げということが強行されるということがあったわけでありましてけれども、現在の中では、そうした保険証の取り上げということはないように運営をし、そして短期者証の発行で行っているということですので理解してよろしいのでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ちょっと今の御質問の前に、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど滞納繰越分の収納状況について御説明を申し上げましたが、私のちょっと見方がちょっと間違っておりますので、訂正をさせていただきたいと思います。

調定額として101万5,800円というものがあるわけですが、収納いただきましたのが42万9,500円、未納金額が58万6,300円で、収納率といたしましては42.28%というような状況でございますので、訂正をさせて、お詫びをさせていただきたいと思います。

それと、短期証の関係でございますけれども、先ほど申し上げました5人の方につきましては、それぞれ分納誓約をいただきまして現在対応させていただいておるということございまして、保険証というものを取り上げておると、短期証の発行はさせていただいておりますけれども、というような状況で、取り上げをしておるといったような状況ではございません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この短期者証について言えば、何カ月の発行をされておられるか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 短期証につきましては、6カ月の方が4名、お一人の方が、この8月から任意納付相談を起こさせていただきまして、10月から計画的に納付をいただくというようなことございまして、とりあえず3カ月のものを1人出させていただいております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この後期高齢者医療広域連合は、75歳以上の方たちを別の医療制度に追い込んで、広域連合として運営をしているわけございまして、幸田町からはこの広域連合のほうには議長が行かれていますわけでありまして、しかしながら町としてのかかわり方としては、やはり高齢者から医療を奪ってはならないということでありまして、安心して医療が受けられる、そういう手だてで滞納者の配慮は十分させていただきたいというふうに思うわけでありまして。

以上であります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今後とも、そういった議員御指摘のような形で進めてまい

りたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、2点について発言をさせていただきます。

平成22年度決算に係る主要な施策の成果の説明書に誤りがございましたので、本日中に正誤表をお手元にお届けをさせていただきます。おわびし、御報告を申し上げます。

また、2点目でございますが、本日、愛知県が幸田町における地下水の汚染について記者発表を行いました。その中に、上六栗地内の内容が含まれておりますので、こちらは本日中にファクスでお届けをさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、認定議案第6号の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 介護保険でございますが、歳出15款、10項居宅介護サービスについてであります。

いろいろな決算書、会計報告を見ておりますと、伸び率が毎年、毎年著しく伸びているのが特に目立つ分野でありまして、そういう意味で質問をさせていただきます。

最初に、居宅介護の人員給付額とも前年比でかなり増加しておりますが、今後の増減予想とか、想定数値などがありましたら、わかる範囲で説明していただければと思います。

それから、2番目が、介護の認定に当たりまして、自治体間の公平、不平等と書いてありますが、例えば西尾、岡崎、蒲郡、また近隣の市町、そういうところで、私のところはこういうふうにどれだけもらったよとか、幸田はどうなのというふうな比較の話が親戚関係から出てきておりますが、そういうものについて、県とか国とか、そういう指針、基準、それはペーパーで来たとしても、現実に本当にどういうふうなものでバランスをとっていくのか、単なる数字やパソコンによる、これをやりなさい、あれをやりなさい、医師の認定という問題なのか、そういう自治体間のそういうバランスというのがとられてやっているのか、その辺の実態についてわかりましたら、説明をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 現在、国の関係につきましては、施設介護から、それから在宅介護とシフトを変化させておるわけですが、第5期につきましては、地域全体で皆さんを見守っていくといったような形を目指すものというふうになっております。

今後の対象人員の増減とか、そういった関係についての見込みということでございますけれども、今後の予想につきましては、増減もありまして、非常に難しい状況ではございますけれども、給付額につきましては、第4期計画におきまして、平成21年度と22年度の比につきましては7.2%の増、それから平成22年度と23年度では4.8%の増ということを見込んでおります。

現状につきましては、平成21年度と22年度の決算を比較いたしますと、延べ利用人数では8.9%の増、また給付額につきましても7.5%の増となっております。なおおむね第4期の計画どおりの伸びというふうなことで理解をいたしておるところでございますが、こうした状況の中で、平成23年度も同様に推移をしていくのではなかろうかというふうに思っております。

計画給付額でいきますと、5%前後の伸びがあると推測をし、平成23年度もそのように予算措置もしておるところでございます。

24年度以降は、第5期計画を、現在、策定を進めさせていただいておるわけですが、今後も国・県等との調整値を参考に計画数値を算定していきたいというふうに考えております。

次に、認定調査の関係でございますが、自治体間の公平、また平等性はどうかという御質問でございますが、やはり介護保険のこの認定につきましては、その結果によりまして利用の可否などに影響するというところで、非常に重要なポイントとなるところでございます。

そうしたことから、自治体間の基準、公平性・平等性というものが確保されなければ、これはならないわけでございます。このために、県で統一的に開催をされます研修、こういったものにも参加をさせまして、そういった知識のバランスというものも、認識というものも保ちながら、常時、情報交換というものもさせていただいておるところでございます。

また、調査委員会におきましても、内部的にそういった会議等も持ちながら、その認定に当たっての意見交換もさせていただくというようなことで、バランスのとれた形を何とか確保してまいりたいというふうに進めておるところでございます。

平成22年度の4月末現在の認定者数の状況で見ますと、全国平均におけます調査結果との比較でございますけれども、認定区分ごとに見ましても、要支援で若干違いが、4.2%ほど低いというような結果が出ておりますけれども、その他の関係につきましては、全国平均としてもおおむね類似したような数値結果が出ておるというようなことでございますので、こういった関係からも、それがすべてなかなか症状でございますので、認定というものが難しい部分で、いろんな御意見もあろうかと思っておりますけれども、そういった示されているデータなどを見ますと、一応、何とかバランスというものは保たれておるのではなかろうかというふうに理解をしております。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護の実態把握でございます。

今、部長が大嶽議員の質問に対して、要支援で全国平均より4.2%ほど低いと、ほかは全国平均だと、こういうふうに言われたわけでありませぬけれども、ということは、認定に当たって、本来なら要支援で認定をされるところが切り捨てられていると、そういうような見方にとれるわけでございますけれども、それとも元気なお年寄りが多いということなのか、どうなのかということでございますけれども、その辺は、この介護の実態把握の中ではいかがかということでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 全国平均という形の中で、先ほどその比較を申し上げたわけでございますけれども、率で考えますと、要支援1の場合ですと、全国平均でいきますと12.4%、それから町の関係ですと15.7%、要介護の関係で見ますと、要介護1ですと17.5%、また町の関係でいきますと20%といった関係になっております。この辺が、今、議員が言われますように、下のほうに、その辺の4%低いということが要支援1のほうに移ったのか、またそれとも重いほうにということで、要介護1のほうに分散したのか、この辺の状況までについてはちょっと把握をいたしておりませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険は、第4期のとき、今ですが、第4期は、施設介護から在宅介護へというふうにシフトがされ、そして地域支援事業が新たに進められてきたわけでありませぬ。

この地域支援事業という聞きえはいいわけでありませぬけれども、しかし施設不足を在宅介護で補うと、在宅介護でやっていくと、こういう方向の中で、高齢者の介護が、元気なお年寄りをつくると、こういった意味で、いきいきサロンとか、あるいは地域の中でいろんな事業を行いながら、元気なお年寄りをつくっていくと、こういうことでございますが、これはこれで私はとてもいいというふうに思ひわけでありませぬ。だれしもが介護を受ける側にはなりたくない、寝たきりになりたくない、死ぬまで元気で過ごしたいと、こういうのがだれしもが願っていることでありませぬので、これはこれとして町の事業として進めていく福祉の分野ではなからうかというふうに思ひわけでありませぬ。

ところが、今度、第5期に当たっては、これがさらに施設から在宅へというシフトを強められて、そして今度は要支援の人たちがますます介護から遠ざけられてしまうと。本来、介護保険で実施をしていた事業が、これが総合支援事業という形の中で地域支援事業に組み込まれてしまうということからすれば、まさに介護の取り上げになるのではなからうかというふうに思ひわけでありませぬ。

この問題はまた特別委員会の中で行いたいというふうに思ひわけでありませぬけれども、今決算の中ではニーズ調査を行いました。このニーズ調査をまだ作成をしている段階だということ、きちっとした分析は出ていないということ、一般質問の中でもまだ実

態把握がされていないわけでありますけれども、このニーズ調査をどう生かすのかということと同時に、このニーズ調査が一部の高齢者にしか行っていないということは、すべての高齢者のニーズ調査にはならないわけでありますので、そうした点からすれば、個々のお年寄りの状況は違うわけであります。ですから、そうしたニーズ把握を、ただ単に1回のアンケート調査だけでよしとするのではなく、やはり幸田町に住む高齢者の実態把握、ニーズ調査というのをきちっと把握をし、そしてそれを第5期に生かすべきだというふうに思うわけであります。

そうした点からすれば、現在、それぞれ介護を受けておられる、要支援から要介護5までの方たちがいらっしゃるわけでありますけれども、約1,000人の中からその要介護の方たちの対象者は確か4分の1ほどしかなかったですね。

ですから、そうした本来、今現在受けている方たちが十分ニーズを把握され、そしてそれが生かされているか、このことも大事なことでありますので、保険料あって介護なしというようなことにならないようにすべきだというふうに思います。そうした点で、どう生かしていくのかということでございます。

次に、地域支援事業、これも今度は枠もございます。これをふやせば、これは介護保険にはね上がってしまうということも言われている中で、この地域支援事業をどう充実させていくのかという、この対応についてでございますが、どのような取り組みをしていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、ニーズ調査の関係でございますけれども、さきの一般質問でも御質問いただいたわけでございますが、この計画を策定するに当たりまして、一般高齢者の方々、また要介護認定者の方々、6,307人のうちから抽出をいたしまして、一般高齢者528人、2次予防対象者235人、要介護認定者212人、合計で975人の方々に対しましてアンケートを実施させていただきました。回答率92.1%で、898人の方から御回答をいただいたわけでございますけれども、このニーズ把握の対象として、もう少し幅広くという御意見だというふうに理解をいたしますが、確かに高齢になっていく方、またこれからも高齢化が進んでいく以上、今後もふえていくわけでございます。そうした中で、我々としてもさまざまな方々の御意見を聞いていく必要はあろうかというふうに思っております。

ニーズ調査自体は、こういった結果の中で、今、クロス集計なり、そういったことで、今、分析を進めさせていただいておりますが、このほかにおきましても、またそういった機会等がございましたら、そういった意見というものも把握をしていくような形を考えていきたいなというふうなことは思っておりますが、現時点で改めてのアンケートとか、そういったことまでのものはまだ考えておりません。

今後、策定委員会等のまた御意見等も踏まえながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、地域支援事業の充実に向けてどうかということでございますけれども、先ほどもお話が出ておりましたように、総合事業といった形で訪問、通所サービスとか、見守りの事業なども、今回、国のほうから示されてきておるところでございます。

また、これにつきましては、保険適用外、条件つきではありますけれども、その詳細というものが、まだ具体的なものが完全に示されておるといふ方には理解をいたしておりません。

ただ、町がその選択肢の中でこの事業を選ぶかどうかという判断が求められるところでもございますので、この辺につきましては、基本的な考え方としましては、現在の介護サービス、また福祉サービス等の利用者への提供するサービスというものが低下しないように配慮しながら考えていかなければならない事柄というふうには理解いたしておるところでございますので、そういった考え方に基づいて、今後、よく検討してまいりたいというふうには思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 市町村が独自に行う地域支援事業でございますけれども、これは地域包括支援センターが核になって実施をするわけでありまして、現在の地域包括支援センターについて言えば、3名体制ということで実施をしているわけでありまして。

実際、今度、これが総合事業の中で実施をするとすれば、とても人手が足りないというような対応になるわけでありまして、果たして幸田町ではどちらを選択をするのかと、この選択肢が求められるわけでありまして。町としてはどういう方向に進みたいということでありましょうか。それでなければ、質問する意味がないわけでありましてよね。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今、その選択肢という話で、今後、町として考えていくのかといった御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、先ほどのニーズ調査も含めまして、この関係について、今、検討を進めさせていただいております。

この総合事業の中におきましても、24時間対応での巡回訪問介護、こういったようなことも、いろいろとそういった項目があるわけでございますが、果たしてそういった24時間、この前の一般質問にも議員から御質問いただきましたけれども、現実問題として、そういった24時間やっていただけるような事業者があるかどうか、こういったこともいろいろと課題になってくる部分でございます。

そうしたいろいろな課題というものをクリアしなければ、この総合事業を取り組むという体制ができないわけでございますので、その辺について、今、検討をさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 4期目の最終年度を迎えて、この23年度があつて、決算では22年度ということですが、補正予算の関係でもお聞きをし、4期目の最終年度の今年度で準備基金が約1億2,000万円ありますよと、こういうことですよ。

そうしたときに、今言われた総合支援事業の関係も含めて、この事業をどうするかによって、介護保険料というのは大きく左右されてくるということですから、一つは、こ

の4期を通して5期目の考え方はどこに置かれるのか、事業メニューの選択の問題と内容の貧困化というものがあります。それと、もう一つは、法が改正をされて、今、あなたの言われたような、24時間対応と、名前はいいわけですが、いろんな問題を持っているわけですが、その採用を入れるかどうかは自治体の独自の判断だと、ベーだよと言え、それだけのこと。しかし、そういうことをやっていったときに、あなたの言われるように、事業者はもうからへんわけだ。1回定額制になってくるものですから、もうからない仕事を24時間体制で総合支援事業だという形で、例えば5期計画の中に入れていったときに、いわゆる一つは保険料の問題も出てまいりますといったことも含めて、じゃあそういう保険料の問題を含めて、1億2,000万円の基金をどう活用していくか、こういう選択肢の問題も、もうこの今年度で4期目は終わるわけですから、そうすると5期目の予算編成なり事業の内容、いわゆる事業メニューも変わってくるわけですが、そうした点で、どういう観点・視点で考えておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基金の残高につきましては、今、議員が申されたとおりでございます。

また、今回のこの基金をどうするかということでもありますけれども、こういったこの基金を5期のほうにうまくこれをシフトをして、保険料の抑制をしていくということがまず我々としては基本的な考え方を持っております。

やはりその場合に、こういった国から示されましたこういった計画、新たなメニューというものに取り組むということになれば、それなりのやはり保険料に係るものもございまして、また場合によっては新たな施設ということが出てくれば、それはまたそれで、地域の方、待機者もお見えになるわけでございますので、そういった御要望というものも判断をしていく必要があるかというふうなことも思っておるところでございます。

そうしたいろんな観点から考え合わせまして、通常でいけば、今、3,500円の基準額でございますけれども、これが4,200円というようなことが、国どおりの試算でいけば、そういったようなことも想定ができるわけでございますけれども、こういった金額というものを少しでも利用者の方々の介護保険料の高騰というものを少しでも抑制をしながら、サービスの提供がどれだけできるかということ、今、検討を進めさせていただいているということでございます。まずは基本的な考え方としては、この基金を活用して、少しでも保険料に対する影響というものを抑えたいというのが我々の考え方でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁の中で、新たな施設の関係も、今、触れられました。そうしますと、第5期の3年間の間に新たな施設の対応ということが出てくると、保険料には必ず影響してくるわけですね。そうしたことが今そつと言われてくるということで、新たな施設の対応ということは、5期目の中ではそういうことを想定をした保険料の算定をされているのかどうかということが第1点目。

二つ目は、幸田町の介護保険の保険料の段階別でいきますと、一応、表面的には8段

階。ただ、1、2、3、4、5、6、7、8とあって、4段階が特例を設けて、基準の0.85、いわゆる85%の3万5,700円、これを基準額としているわけですが、それは0.85を基準としている。基準の100%ということで見ますと、4,200円ということになってくるわけですが、そうした一つのあなたの言われた基準額を0.85という形で3万5,700円としてカウントしていくのかどうなのかというのも、これは同じ4段階で、特例4と通常の4という段階で仕分けをしているという、一つは、一面には甘やかしの内容もあるわけですが、そうしたことへの波及の問題も含めて、問題はどこに物差しを当てるかというのが二つ目の答弁を求める内容であります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、1点目の関係でございますけれども、具体的に施設がどうのこうのということではございません。ただ、考え方として、待機者がお見えになるということは、以前から議会のほうでも御指摘をいただいております。そうした中で、当然、この5期の計画の中に、そういった、また今、県のほうでも圏域というものが見直されをいたしました。岡崎と幸田が南部東という圏域に分かれたわけでございます。そうした中で考えた場合に、そういった待機者の関係というものをどうするのか、これは岡崎も含めての圏域になるわけでございますので、そういった歩調というものをどういうふうに、お話を聞きますと、とにかくこの辺が新聞のマスコミ報道でも非常に待機者が多い地域ということも言われておるわけでございます。

そうしたことの中で、またこういった今後の策定委員会などで、そういった御議論もいただきながら、どうするのか。とにかく、いずれにしても我々としてはそういったものに対応できるような枠というものは確保していく必要があるかと思っておりますけれども、現時点でそういったものについても、一つの考え方としては、我々としてそういった状況があるということは理解していかなければならない一つのものだというふうに理解をいたしております。

それから、第4段階の関係でございますけれども、保険料の負担段階、第4段階のものの中で公的年金の収入額及び所得金額の合計額が80万円以下の被保険者につきまして、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減できるとされておりまして、負担能力に応じた付加の観点から、第5期においても、この第4期の保険料負担段階につきましては継続されるというようなお話も国のほうからは伺っておりますが、詳細につきましては、今後の介護保険法の施行令、こちらのほうで何らかのものが示されてくるというふうに理解をいたしております。

ちょっとその内容をどうするかということについては、そういった今の国の状況について述べさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つの新たな対応という点でいきますと、域圏ということですね、この南部の医療は医療圏ですが、これは南部圏の中の圏域の中の一つという中で、岡崎・幸田という形の中で、待機者が極めて多いということは、御承知のとおり。

その中で、特別養護老人ホームを幸田町の中につくるのか、それとも岡崎につくるかによって変わってきますし、そうかと言って、域圏の中で岡崎でつくったやつを幸田町

で同じ域圏の中に入っているからトータルで考えるよということじゃないはずですよ。言っているのは、保険料の問題ですよ。サービスの問題とはまた別という形で、どう対応されるのかということも、これはまだ今のところ決まっていないうことですが、これは保険料への影響という点では、基本的には変わっておらんはずなんです、仕組みとしてはね。そうしたときに、どこに新たな施設を設けるかという問題とリンクしてはまずいと思うんです、保険料とはね。

という問題が一つ整理されてほしいということと、もう一つは、基準額のとらえ方で私は申し上げました。幸田町は第8段階まであって、その中間である特例4ということで、先ほど申し上げた0.85が基準額だということをおあなたは先ほどの答弁で言われた。0.85がなぜ基準額なのか。それは、本人の年収が80万円以下というのが一つの考え方があります。

しかし、幸田町の場合は、特例4のすぐ下、表は下になるわけですが、では第4段階として本人は課税されているけれども、本人は町民税非課税と、家族は課税対象ということが、これが100と、1.00で基準額という形になっている。それでいきますと、4万2,000円がその基準額ということになるので、使い分けによっては、3万5,700円が基準額であり、また使い分けによっては、4万2,000円が基準額だということになってくると、非常にいろいろな問題が出てくると思うんですが、そこら辺の整理をひとついただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基準額につきましては、我々としては第4段階を基準として考えておるところでございます。現行で参りますと、今、議員御指摘のとおり、4万2,000円の第4段階を基準といたしまして、それに割合を掛けさせていただいて、保険料率によりまして決めさせていただいておるということでございますので、これはその考え方というのは、今後もそういった形でいくということになるかと思いますが、ただもう一つ情報といたしまして、国のほうでは、これに第3段階を分けるというような話もないわけではないわけございまして、その辺の動向ということも考えていかなければならないということもございまして。

いずれにいたしましても、保険料の問題は利用者の方々、加入してみえるの方々にとっては非常に大きな問題になってくる部分でもございますので、この辺については、よくそういった今後の委員会の御意見など、また国の動向というものも見合わせながら、慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こうした状況を踏まえて、先ほど申し上げたように、基金が1億2,000万円ということ、それからもう一つは、保険料の値上げというのは、一面、避けて通れない問題でもあります。そうしたときに、どういう選択肢を持つのか、どういう政策を展開をしながらこたえていくかという点でいけば、あなたも先ほど答弁言われたように、応能負担が原則だと。

ですから、そうした点でいけば、一応、国の基準は0.5から、うちの場合は1.75までということですが、そうしたことも含めていくなれば、名古屋市は0.5から2.1

5という形で、12段階ということですよ。

それは、一つは、応能負担をどうするのか。現実には例えば9段階で、幸田は実質的には9段階ですが、9段階でそれをやるのか、基準の1.0から2.25まで段階を負うごとにその負担は応能負担に強めていくと。こういう点でいけば、段階をふやすことによって、基準以下の所得の人たち、収入の人たちの負担軽減にも、トータル的にはなってくる。掛け率は変わらんけれども、トータル的にどこでその財源を生み出すかと。そういう点からいけば、私は今の4期計画の中でいけば、8段階、実質的に9段階という、私はその段階を広げていくべきだと、拡大をしていくべきだと、それから掛け率も2.25というような方向、あるいは2.0も結構ふえてきているわけですよ。幸田のように1.75という点でいけば、上を抑えることによって下の人たちが、上と下という表現が適切かどうかはともかくとして、上の負担を抑えることによって下の人たちの負担が相対的にふえてくるわけですよ。という点では、どういう選択肢を持って臨まれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基金の活用、またそして政策のサービスのメニュー、いろんなことによりまして、そういった保険料額というのは、先ほど来からお話が出ておりますように、変わってくるわけでございます。

また、そして、これも先ほど申し上げましたが、国ではこの階層というものを細分化しようというような動きもあるわけでございまして、そうした観点、またそれから今お話が出たように、名古屋の関係ですとか、そういった近隣の状況も考え合わせまして、我々としてはとにかく10円でも20円でも金額的に安くなれば、それが一番利用者にとってはいいことであろうというふうに思っております。

ただ、これから高齢化が進んでいく、またそして一つのサービスを入れれば、これもまた保険料にはね返ることは、これは否めない事実でございますので、そういった部分をよく整理をしながら判断をしてまいりたいということでありますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その判断はいいんですが、要は、基本的に介護保険の保険料の関係で、現在、8段階という仕組みを拡大をするのかどうかというのが第1点目。拡大をしたときに、現在、幸田は基準に対して1.75というのをアッパーにしとるわけですよ、上限にしとる。その上限を8段階からさらにふやして12段階にふやすのか、あるいは12段階がいいとは言っていないよ。一つの名古屋の事例としてはそうだという形で、1.75から2.25という形で応能負担を強めていく方向かどうかと。そういう応能負担を強めるということは、基準以下の人たちの負担を、0.5というのは変わらんわけですよ。0.3にせよ、0.2せよということじゃなくて、0.5は国のほうとして下限として決められておる。しかし、その負担をどうするかという問題も、これは選択の中に入ってくるわけなんで、そうした問題でいけば、繰り返しになりますが、段階をどう拡大していくのか、それから基準を超えた部分については、その負担の割合を1.75から拡大をするのかどうなのか、2点について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、拡大をするかどうかということですが、この保険料につきましては、やはり福祉的なサービス、基盤の整備の関係、いろんなさまざまなそういったサービスが充実されるように考えていかなければならないということでございます。

これも繰り返しのなってしまうかもしれませんが、第3段階が細分化される、こういったようなことが動きがあるということになれば、国の動きというものがやはりそこにはかなり我々としても考え方の中に影響してくる部分もあろうかと思えます。その辺の示される内容というものがどういうものかということもよく精査をしなければ、今の段階でちょっと判断はできにくいなということを思っております。

それから、今、8段階の関係が1.75ということですが、これを維持しながら細分化をしていくということになれば、じゃあそこら辺をどういった部分に、また第3段階にするのかどうかということもあるわけですが、その保険料の高騰部分、基金だけで賄えるのかどうか、それを新たなところに負担を求めていかなければならないわけですが、その辺とのバランスというものも見ていかなければならないということも思うところでございます。

その辺のところを今どうしていくかということが我々の今悩むところでもございますけれども、いましばらくその辺についての判断というのはお時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 駅前の区画整理事業、いろんな問題が、今、ジャッキをされて、来年の春には駅前複合施設オープンと、こういう広告も出されて、看板も立てられてきているということですが、ただこの駅前の区画整理事業が、少なくとも今の段階では単発で終わるとるんですよ。

ここにも書いてありますように、1期事業なのか、単発で終わるのかというのは、あなた方自身も位置づけされていないわけです。ましてや、位置づけされていないから、今、2.9ヘクタールはこれで終わりなのかと。これで終わりならば、52億円という巨費を投じて、その金は死んだ金になると。じゃあ、新たなことで、これを今1期目として位置づけるについては、それはやけどするわな。いや、これは1期目でございます。2.9ヘクタールをさらに錦田の交差点までぱっとやって10.8ヘクタールと、こういうのが過去に計画の中にありました。そこまで広げるかはともかくとして、ここで1期目かどうか、2.9ヘクタール、52億円をかけて終わるのか、それとももうこれで事業の半ばまで来ておるわけですよ。来年の春には複合施設オープンという予定の中で、この先が見えておらんと。これは、私どもも見えていない。そして、該当する地権者も住民も、幸田の地域に住んでいる人たちも見えてこないわけですが、今後、こ

の事業をどうされるのかと、この決算を通して住民に対してどれだけのことを説明をして、事業の協力をいただきながら、基本的には幸田町は基盤整備はするけれども、あとの箱物、箱物という一節は御無礼に当たります。施設は、地権者たる皆さんがつくって下さいよと、こういうのが内容であります。

したがって、こういう事業を中間年を過ぎた段階で新たな展開としてどういう方向性を持つのか、まず説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前地区の今後の進展ということでございます。

議員言われましたように、幸田駅前地区全体計画10.6ヘクタールということで、錦田の交差点までを計画がございました。

現在の計画に至った状況には、平成14年度に公共補助の採択が変わりまして、2ヘクタール以上なら国の補助金が採択できるという中で、現在の1期として2.9ヘクタールをまず実行しようと。町が市街地整備、そして民間において商業活性という両輪で進められた事業でございます。

現在、その当時、第1期ということでございますので、当然、10ヘクタールあれば、2期、3期という区画整理事業の手法が想定されます。しかしながら、現在、10カ年計画のうち5年経過しても、進捗率約39%ということで、なかなか進捗をしていません。

それから、複合施設においても、議員言われますように、2012年春オープンというのは、地権者の一部、1名反対の方が見えるということで、来春のオープンは断念せざるを得ない状況にきています。

そういう中で、今後どうするかということでございますが、町としては、現在の第1期事業地区を積極的に完成して、ここの事業の仕方について住民の方と円満に事業を推進し、事業効果を求めたいというふうに思います。

その結果を見て、この区画整理事業が完了する二、三年前には、次への展開を考えざるを得ないというふうに思っています。

例えば、県道でいけば、区画整理の岡崎幸田線は18メートルで広がるわけですがけれども、それ以降、先が現在8メートルということでは、そういう接続の問題、ちなみに芦谷蒲郡線においても、20メートルの計画に対して、現在6メートルという状況でございますので、特にここの区画整理、「安全な道づくり」という大きなテーマがございまして、そういう点では、継続的に事業を展開する必要があると。ただ、事業手法については、今の区画整理も1案、もしくは県道の改良事業という新たな採択というものも1案、それから沿道土地区画整理事業という手法もございまして、そういうものを検討しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 率直に言って、もう出口がないかなということなんですよ、今の状況でいくとね。2.9ヘクタールに52億円をかけて、次なる進展を事業の終わる二、三年前に皆さんに示していきたいと。今でもどうするだという疑問がたくさん出てきて、もう直前に、これの事業が完了して、次なる進展・発展をと言ってやったら、皆さんみ

んな横向くわな。

ですから、私はやっぱり小まめに、小まめに足を運んで説得をする。説得という言い方はいかんですわな。説明会を開き、いろんな意見も聞きながら事を進めていかないと、52億円が無駄になりますよと。

これは、駅前ということですから、皆さんみんな通勤とか買い物とか、いろいろ駅を利用する人たちは、そのまちの変化はそこで見ればわかると。わかるけれども、次なる問題が出てこなかったら、何だ52億円つき込んで、こんな程度かというのが絶対出てきます。今でも出てきておるわけですよ。

それと、もう一つは、安全な道づくり、安全な道路づくりというのは、発想の中がありました。それもそうだと思うんです。そうしたときに、この事業を始めるときに私も申し上げましたけれども、高齢者が安心して買い物ができて住んでいけるようなまちづくりにするという点からいけば、あなた方は県道だけを単独で整備することはできませんと、あくまでも駅前の関係では、ほかの事業によって県道が整備をされてくる、こういうことではないと、県はうんとは言わんと、こういうことで区画整理を強引に進めたというふうには言いませんけれども、そういう形で区画整理事業がスタートし、さらにこれを片一方では錦田の交差点まで、もう一方では、芦谷蒲郡線は248号の交差点まで、こういう県道の体系の整備というのは、それは単独では進まんわけだ。

県道の芦谷高力線はそれぞれの単独メニューでやっていくということですが、その起点は、あくまでも駅前の区画整理が起点と、そこからどう延長していくかという点でいけば、私は起点となる今の2.9ヘクタールと、もう率直に言って、これは1期計画だと。2期、3期という形、じゃあ2期目を何ヘクタールにするのか、どこまでやるのかというのも、これはやっぱり率直なことも含めて示しながら、そんなことがあるかと言ってたたかかれながらも、2.9ヘクタールからさらなる延長を一つのたたき台としてテーブルにのせなきゃ事は進んでいかんですよ、52億円が無駄に死んでいきますよということなんですよね。

だから、私は2期、3期ということの位置づけをきちっとして、将来の道はこうなりますよと、我が町はこうなりますよというものを示さないものですから、場当たりの2.9ヘクタール、52億円を無駄にするということの批判が、まさにそのとおりだという受けとめ方をされるので、そういう点でいけば、さらなる事業進展をきちっと、1期計画がこうだから、2期目はこうだ、こうだということではなくて、一つのたたき台を出して、大いにたたかれて、もまれて、住民のものにしていくという、そういうスタンスでなければ、これは事業は進んでいかん。住民の皆さんも、結局、立て看板ができたのは何なのかというのは、それは地権者間の問題もありましょう。しかし、町がそう推し進めてきた内容と地元の役員の人たち、率直に申し上げますわ。ふだん何もやらなくても、役が来ると、おい、頼むわと言って、はいはい、はいはいと役を受けてくる。それで、何もやらへんと。こういう人たちを地元が選んでいるというところにも、地元にも問題もあるわけだ。いろんな役員はやりたくない、おれは逃げてくる。あの人をよいしょすれば、すぐ乗ってくると。

こういう構図の中でずっとやられて、今日の状況があって、さらなる問題をどうしま

しょうかと言ったとき、一面、気に入らん言い方だけれども、行政主導というのは一面必要なんですわ。幸田のこの現状から言って、地元だ、地元だ、住民の意思を尊重すると。当たり前のことですわ。そうやっておったら、みんな役員のなり手がなから、あの人にちょっとやれば、すっと乗ってくる。何もやらんと。こういうことの繰り返しですから、もう教訓ははっきりしとるわけです。

そういう新たなこの決算年度を踏まえて、さらなる進展をやっていかなしようがないわけだ。52億円は計画したかどうか、ともかく2.9ヘクタールは壊して、今、やっとなるわけだ。あれはもう整理しなければしようがないわけだ。

だから、そういう点でいけば、2.9ヘクタールはいや応でもやっていかないかんといい点で、先をどうするかという点でいけば、もう完成二、三年後にちょっと腰上げて地元とというのではなくて、しょっちゅう、しょっちゅうやっていけやというのが私の意見です。どうですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、道路の関係でございますけれども、県道の芦谷蒲郡線については、議員言われますように、国道248号まで、約900メートルですか、ここについては、県の事業主体でございますが、現在、国道248号のほうから交通安全事業ということで施工しています。

今回、この区画整理と関連して、社会資本整備総合交付金という形で、街路事業ということで、市街化区域の中についても、総合計画の中に掲載をされています。23億円かかります。これについては、愛知県の事業主体で、順調に行けば、平成24年度から採択の予定でございます。

そういう点で、あと岡崎・幸田が当初計画時に、県道単独ではいけないよという説明もしたというふうに思います。現在でも、単独で県道を改良するということは、愛知県の財政から見て非常に困難だというふうに思います。ただ、すべてがだめということではなく、それも一つの事業手法ということでございます。

現在の第1期地区2.9ヘクタールを今後どうするかということでございますが、まず先ほど言いましたように、2.9ヘクタールの中で中心市街地の活性ということで、このAブロック・Bブロックの共同化事業は町としては非常に期待をしていました。これが来春オープンすれば、当然、今の建物が壊れた後に、すぐ新たな店が展開できるという点では、非常に地元の方も期待をしてみえたというふうに思います。現時点ではそれに至る経過にならないということで、非常に町としてはすべて今見捨てたということではなく、まだ反対してみえる方と現在の現行案で推進するように区画整理の中で、例えば換地計画を変更してやれる手法を、今、調整をしています。

本人も、当初は、非常にすべてが反対というか、強い意思でございましたが、現在、いろいろな入れかえをすることによって進める方向の話にもものってみると。準備組合としては、現在、そのテナントとはある程度の覚書を締結しておるということで、基本的には現行案で行こうということでも意思確認もされてございます。

あと、今後については、そういうふうに現実に駅前の状況がまだ見えてこないということでございますが、2.9ヘクタール、先ほど言いましたように39%ということで、

全体事業費の約7割が建物移転補償費ということでございます。

それで、平成23年度末では、建物80件のうちの7割方、進捗します。現実には、今、実際建物の実績というんですか、実行予算等をやりますと、当初の事業計画よりは大幅というか、約7億円程度差があるということでございますので、実は平成24年か25年に現在の52億円という事業計画の変更をして、今後の2.9ヘクタールのまずは見通しをつけたいと。

それとあわせて、先ほど言いましたように、現場のほうも、建物だけじゃなくて、道も改良されたところ、未改良ということで、不便を来しますので、あわせて住民の方にも今までも2.9ヘクタールの地権者のみにどうしても宣伝が先行しておるということで、地域の人にも宣伝をしてきたわけですが、今後、そういう現場が形に出始めましたので、もう少し、昔の10.6ヘクタールという推進委員会の組織がございまして、そういうところを有効的に活用して宣伝のほうを強化しながら、次へのステップを模索していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第8号、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第8号、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第10号の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 若干、決算書の見方が不明でありましたので、教えてほしいという面もありまして、質問をいたします。

最初に、決算書の433ページと434ページの話ですが、ここに各営業外収益というのがございまして、433ページでは1,204万円、434ページでは1,591万円、この営業外収益というものの中身は何かと言うと、成果説明書では、受取利息と雑収益などであるというふうに、金額も書いてありますが、どういうふうにして読んでいくのか、もう少し説明をいただければということ。

それから、建設改良積立金というのが、22年度処分額2億3,800万円で、これ、残高は全部使ってゼロということですが、将来、いろいろな施設や館が老朽化してくるというようなことではありますが、そういうものにもかなりの金額が出てくると思います。そういうときの積立金というか、資金手当はいろいろな方法があるかと思いますが、今後、幸田町ではどういう格好でそういう手当をしていく方針なのかということ。

それから、水道料の未収金については、300万円から二百数万円でありますが、このあたりの整理状況の数字がございましたら、説明をということ。

それから、こういう水道料の未納についての課題とか問題点とかがあるのか、強制執行は無理であると思いますが、その辺をどういうふうに見切り発車しているのかという点の三つであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 決算書の432・433ページ、同じく決算書の434ページの部分にかかわる、いわゆる営業外収益の部分でございます。

まず、決算書の様式につきましては、地方公営企業法第30条第7項で様式が規定されてございます。そして、433ページに決算報告書でございますが、こちらは消費税、そして地方消費税込みでございます。なお、434ページの損益計算書につきましては、これは税抜きで記載をされております。

それから、決算報告書につきましては項以上、損益計算書は目以上で記載をされております。

なお、内訳書であります節の説明につきましては、こちら459ページに収益費用明細書ということで記載をされていただいております。

営業外収益の内訳といたしましては、定期預金、そして普通預金の受取利息、それから雑収益といたしましては、消費税の還付加算金、量水器の取替収益、原因者弁償金、中電の占用料、それから冊子代、コピー料、それから給水タンクの入り払い金、それと432ページの収益的収入には、さらに消費税、還付金が足されてきてございます。それらのもとによりまして、決算報告のほうにございます1,204万5,935円ということになるわけでございます。

それから、建設改良積立金の話でよろしかったと思いますけれども、3条予算で純利益が発生した場合に積み立てるものでございまして、平成9年から始まりまして、平成22年まで、計4億3,800万円積み立て、使用につきましては、21年度で2億円、22年度で2億3,800万円使用したことによりまして、残高はゼロ円となっております。

なお、これにつきましては、原則として、その目的以外の用途には使用してはならないこととなっております。

主には、この23年度は、第3受水点を含めた建設排水設備増補改良事業工事等に充てさせていただいたものでございます。

今後の施設の改良費等の費用立ての部分でございますけれども、内部留保資金につきましては、流動資産から流動負債を差し引いた額でございます。大きく分けて、損益勘定留保金、それから利益剰余金とがあります。

損益勘定留保資金は、3条予算において費用化された減価償却費と資産減耗費があり、さらには利益剰余金は、3条予算において利益が出た場合に積み立てが義務化されている減債積み立て、または利益積立金とで、任意で積み立てる建設改良積立金及び災害準備積立金等がございます。

今後の費用については、この内部留保金、これらをもって対応してまいりたいということでございます。

それから、当年度における収益の処理状況でございますけれども、22年度末の水道料金の未収金につきましては、成果説明書の230ページの上段の889万2,164円であります。

その後、22年の5月末の水道料金未収金は309万644円でありましたが、当年度末の未収金172万229円と、過年度の未収金、これは17年度から21年度の未収金でございますが、182万4,137円と、23年の4月に17年の不納欠損金を30万5,667円処理したことによりまして、268万1,069円となっております。

それから、収益の対策でございますけれども、新規給水者は1期分滞納、それから継続使用者につきましては、2期分滞納によりまして、給水停止を実施し、3期以上の滞納防止を図っているということでございます。

また、随時、過年度滞納者で近隣転出者、幸田以外の町等へ出られた方を対象に、滞納整理にも出向いて処理を図っておる、これが未収に対する対応でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 営業外収益について、税抜きと税込みという話がありましたが、若干、この辺、税抜きのほうが1,500万円と多いというのはおかしいわけであります。

それは別として、成果説明書のほうへ、そういう先ほどの説明のようなことが記載されていると、よくわかるというふうに思います。

それから、今後の対応については、内部留保金で対応していくと、これは毎年、毎年、また積んだり出したりというような格好で、ここで手当をするというふうに聞きました。

あと、未収金の話については、ちょっと計算がややこしかったので、また別途お尋ねします。

きょうは終わります。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 決算書の438・439ページ、これは貸借対照表が載っておるわけですが、この中で「資本の部」というのがございますよね、右側に。その資本の部の資本金の中で、(2)で借入資本金、その中にさらに企業債というものがございます。企業債というのは借金です。借金がなぜ資本の部に計上されるのか。これは貸借対照表ということですから、バランスシートとも言います。まず一つは、なぜ企業債が資本の部に入って、資本金という形で計上されてくるのかと。

あなたも先ほどちょっと言われた、公営企業法の会計によって処理すると。法に書いてあるから、そのようにやっておるだけだよということで、制度的な矛盾点は何も感じていないのかということなんですよ。

資本金が借金であって、借金は年を追うごとにちゃんと返していかないかん。返していかないかんのに、資本金が年を追うごとにどんどんどんどん減っていくという資本が

あるのかということなんです。まず、この点から説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員もおっしゃられましたように、私ども水道事業会計につきましては、公営企業会計ということで、その法令、あるいは施行令に基づきまして、会計処理を行っておるものでございます。

なお、ただいまの部分につきましては、この地方公営企業法施行令の第15条の第2項に当てはまることだと思っております。

いわゆる、資本は資産の金額から負債の金額を控除した額、そして資本金と剰余金、それは資本金は自己資本金と借入資本金、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分することと、これが施行令の第15条第2項に示されております。また、資本剰余金の中に工事負担金、あるいは補助金、受贈財産評価額に区分けすることとなっておりますものに基づきまして処理を図っておるものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはそうでしょう。

施行令に基づいて、施行令で示してあるとおり会計処理をしましたよと、それは当たり前のことです。当たり前のことを貸借対照表で施行令に基づいて処理したから、その説明を求めておるんじゃないです。そうでしょう。

私が申し上げたのは、資本の部に借入資本金、あるいは別名では組み入れ資本金とも言いますが、借入資本金として借金が資本金になるのかと。施行令でそうしておるからいいんだよということではなくて、実務を担当する部長として、借金が資本金であって、その借金が年々返されることによって資本金が減っていくと、こういう仕組みですよ。

やっぱり、企業会計そのものはいろんな問題を持っているから、そういう問題について、あなたが矛盾点を感じながら、この処理をしているときに、こういう矛盾点を解決をするような方法と声を出さなきゃ、こんなものは通っていきますよ。

ですから、そういった点で、資本の部の資本金が年々減っていくような借金を資本金として組み入れていることについて、どういう矛盾を感じているのかというのが1点目、2点目は、その下にありますように、資本剰余金というのがありますね。資本剰余金の中で工事負担金というのがあります。工事負担金は、そもそもどういう性格を持つものか。この2点について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 資本は、借り入れも資本になるものだと思っております。

それから、先ほどの第15条第2項、この義務規定に従い、私どもはやはりその会計処理をしていきたいと思っております。

それから、工事負担金につきましては、やはりその原因がございまして、その充てるがための負担を、相手があっていただくものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 借り入れも資本であるよと、そういうことですよ。だけれども、その借り入れという名前の企業債が資本の部になって、その資本の部に位置づけられる企業債が年々償還をしていったら、資本金がどんどん減っていくという、こういう企業

会計の仕組みについて、あなたに私は解説を求めておるんじゃない。解説をしていただかなくても、私も非常に不十分だけれども、それなりにかじっておりますので、こういう仕組みに問題点はないのか、矛盾点はないのかということが私の質問の趣旨ということです。

それから、もう一つは、工事負担金は、じゃあもう少し角度を変えていきましょう。工事負担金はだれが負担するだ。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 借入れも資本になるということは同じであると。ただし、その後の減少等の部分についていかがかという、この私ども公営企業法における考えを尋ねられたものと思います。

私もこの公営企業法そのものに従ってやるということはしていないわけでありましてけれども、やはりこの経理のやり方、それはそれぞれ一般会計とは異なりまして、その手法というものがあつたということでございまして、決してそれが間違いではなければ、現在も使っておりますが、それはいたし方ないことであろうというぐらいの形で私は思っております。

それから、工事負担金、当然、この工事の負担につきましては、その原因がございませぬ。例えば、消火栓とか、そういうものになれば、当然、当事者ということになります。その者から負担金を当然いただいているということでございませぬ。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だんだん声がしょぼくなってくるもので、聞いているほうもしゃべるのもしょぼくなっていけば、一緒に同じように泥沼に入っていっちゃうんで、しょぼくならないように、あなたの言われている工事負担金はだれが負担をしているのかと言ったら、原因者があるから、負担をしとるんだと、これは当たり前のことです。その原因者たる者はだれですか。

たまたま消火栓を言ったら、消火栓をやるのは消防がやると。その消防が負担を引き受けたら、この金額はトータルで40億円から48億円からあるわけなんで、これはバランスシートという形の中で、トータルの話で、今年度、決算年度で負担金がどうなのかというところまで私は入っていきませぬけれども、基本的にこの工事負担金はだれが出したんですかと。

48億円もやったら、幸田町、消火栓だらけだわ。10メートルも行ったら、損得使っちゃう。そういう甘やかしといいますか、そういう話じゃなくて、工事負担金は原因者が負担をするものだ。じゃあ、その原因者とはだれなのかと。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この原因者となりますのは、やはりその施設の管理者ということでございます。施設の、その負担をする原因の管理者ということだというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ちょっと聞き取りが悪かったが、原因者とは管理者が負担をするものだ。管理者が負担をすると言ったら、水道の管理者というのは幸田町長だと。そう

でしょう。幸田町長がずっと工事負担金を出しっ放しできた、これは立派なもんですわ。そうすると、水道料金なんかもっと半分以下になるわ。

だから、原因者が負担をするのが工事負担金ですよ。それはお説のとおりだと。じゃあ、原因者たる者はだれですかと。幸田町長ですと。そんなばかなことはあらへんわ。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 町長というわけではなくて、これは負担金・分担金ということでありますので、例えば分担金という部分においては、これは例で申し上げますと、区画整理等の組合ということも当然出てまいります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かに、負担金・分担金という性格があります。ここにも書いてある。しかし、トータル的には、負担金ということは、分担金の性格と負担金の性格は違います。決算をするときに、あるいは予算を組むときには、詳細では分けられるけれども、トータルでは負担金になっておるわけだ。

もうこんなことはあなたと禅問答をやっておってもいかんわけなんで、要は、工事負担金というのは、いわゆる水道を引きたいという人たち、住民の人たち、あるいは区画整理をやって、そこに水道管を布設したいというときには、その区画整理の事業者が負担をする、これが負担金です。

先ほども申し上げた貸借対照表というのはバランスシートだと、貸方、借方という形で、ここでいけば資本の部の中で資本剰余金があって、工事負担金がある。これを左側の貸借対照表とバランスをとらないかんといったときには、どこの費目でバランスをとっておりますか。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 済みませんでした。

これは、バランスと言いますと、いわゆる出るほう、それから入るほうの部分のことかと思えます。これを比較して見る場合には、438ページ、流動資産の流動合計と、それから439ページ、負債の部の負債合計と、このものがバランスを見る上で差し引きになると思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、借方、貸方というふうに言ったほうがいいかもしれません。資本の関係、いわゆるこの決算書でいけば、439ページは貸方、右側は借方と、それでバランスをとると。バランスをとるときに、資本の部で工事負担金を計上したら、バランスですから、貸方のほうもふやさないかん。ふやすところはどこかと言ったら、減価償却です。

そういう貸借対照表の上に立って3条予算で処理をした減価償却費、これでプラマイをやっていくと、減価償却費というのは内部留保資金になってくるわけだ。内部留保資金になって、3条予算で処理をしたものが資本勘定と収益勘定。収益勘定というのは3条予算、資本勘定というのは4条予算、3条の収益勘定から出てきた内部留保金が何で4条予算の資本勘定の中に流用されてくるのか。内部留保金ならどこで使ってもいいと

ということじゃないです。つまり、それは民間の企業の会計では絶対やってはならん。こんなことをやったら、国税庁がぴっと行って、ぱんとやられちゃうわけです。

これは資本勘定と収益勘定は厳格に区別しなきゃいかんと、これが企業会計の原則。それを横破りで破っているのが、同じ企業会計でも公営という名前がつけば、公営企業法に基づく公営企業会計の処理という点でいけば、資本勘定と収益勘定をごちゃごちゃにしてもいいんだよと、こういうことなんです。

問題は、資本勘定とか、そういう会計の処理上の問題もあるけれども、そうやって処理をされたことが、わかりやすく言えば、住民に対してどういう影響を及ぼすのか、どういう形ではね返ってくるのかということを私は答弁で求めたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） やはり、この3条・4条の経理の部分、3条は当該年、あるいは4条で資本という部分でございますけれども、やはりそれらのものをもし組み入れた計算をしないとすれば、一つの考え方として、水道事業の部分において、単年の収益の部分が余裕があると言うのですか、そのような経理になるということも思われます。

ただ一面でございまして、やはり全体、水道事業会計そのもので考えますと、やはりその内容につきましては、使用料等を徴収している部分でございますので、それらにも影響を与えるおそれもあります。しかし、全体、一つの会計として考える中においては、やはり将来へも備えることも必要でありますし、やはりそういう見込みもつけて会計処理をしていくべきであるというふうに私は全体の部分では思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、こういう企業会計をなぜ私は問題にするかと言ったら、それは一つは、資本と収益勘定をごちゃごちゃにする。そして、住民の視点から見ると、住民が水道施設をつくってほしいと言って納めた負担金が、資本の剰余金に計上されて、それで施設が整備される。施設を整備されたら、減価償却と言って、収益勘定は引かれてくる。それは、水道を引くために納めた負担金で施設が整備をされますよと。整備をされた結果、水道を使うようになったら、今度は収益勘定で料金収入を上げます。料金収入を上げた収益勘定で黒字が出れば、それは内部留保資金というような形も含めて、その資金が4条関係に回されてくると。4条関係に回されて、資本の増強が図られたら、その増強が図られた分だけ収益勘定のほうで引いていくと。

つまり、自分が納めた負担金で施設を整備をし、でき上がった施設を使って水道を使ったら、水道料金を支払っていくと。同じ単価のものを二重に負担をして、さらなる事業を展開していくと、どんどんどんどん資産を増強させる。増強されたことによって、住民の負担がさらに広がっていく。つまり、自分で自分の首を絞めるような、自分が出した工事負担金と水道料金が施設の整備に回って、そのことによって資産を増強させる。増強させることによって、水道企業会計の中に大きな負荷を与える。その負荷をどうやって解消するかと言ったら、料金値上げしか道はないわけなんだ。そういう仕組みですよということだけ申し上げて、次に羽根淵監査委員にお尋ねをいたします。監査委員、御苦労さんでございます。

私はこの決算書、あるいは成果の説明書をつらつら見ましても、何で出てこんかなと。

私も長く議員をやらせていただいて、これに気がつかなかったのか、私もぼけをしておるものですから、それほどオールマイティーじゃなくて、その日、その日の暮らしをしておる中で、こうした中で、資本の部の中で企業債がありますよね、1億4,000万円余り、これはこれでわかるんです、これは決算書ですから。

あと、成果の説明書の中で、これがずっとどういう形で企業債がいつ借り入れをして、償還年限はどれだけで、そして利率はどれだけかという企業債にかかわる明細が何も載っていないわけだ。これは、監査委員としてそこら辺はどう監査されたのか。

そして、いや、そんなものは水道関係の特性だわなんて言うていただくと非常にまずいと思うんですが、監査委員のまず所見をお聞かせいただきたい。

いわゆる、企業債の明細が、決算書ではなくて附属資料でもいいんですわ。これが載ってこなきゃおかしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） 私も就任6カ月で十分な知見を持ち合わせておりませんが、この部分については全く認知しておりませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も初めて、そういう視点で企業債とはどうなのか、残り少なくなった1億4,000万円をどうするこうするという問題もありますけれども、恐らくこれからいろんな事業を展開していくときに、自己資金だけでは足りなくなる。足りなくなったときに、一般会計から湯水のごとくどんどんどんどん資本増強も含めてやっていくということが一番いいわけなんで、そういうことをやるかやらんかは政策上の問題があるけれども、しかし企業債をこれからも借りていこうというふうに見ますと、じゃあ企業債は本来何年度に発行して、償還期間はどれだけで、毎年の支払いがどうなのかという企業債にかかわる明細は、これは私は附属資料にあってしかるべきだと思うんです。

あなたも言われたように、私はまだ日が浅いと非常に謙虚な気持ちでおられるけれども、羽根渕さんとは親しい仲だと言ってはいかんわけですが、銀行で長く勤めてこられたわけなんで、そうした点からいけば、私は企業債の明細については別の形で附属資料として出されてしかるべきだというふうに見解を持つわけですが、監査委員、どうでしょうか。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） そのとおりだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第10号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第34号議案から第47号議案までの14件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を9月29日までに取りまと

め、9月30日の本会議にて報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願います。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第10号の10件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、平成22年度決算認定の10件は、議員15名を決算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月15日午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である12番、内田 等君にお願いします。

審議の結果は、9月29日までに取りまとめ、来る9月30日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月30日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

大変長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 2時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年9月13日

議 長 池 田 久 男

議 員 都 築 一 三

議 員 浅 井 武 光